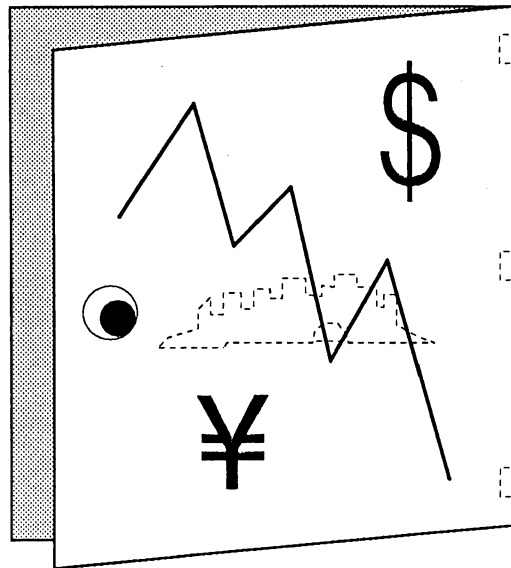


第4章

炭鉱閉山と 地域経済・自治体財政

経済学からの視点2



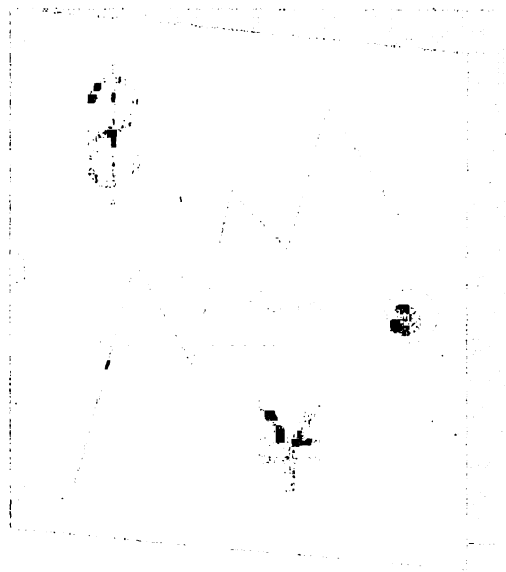
宮入興一

第三卷

山間雜記

如根木台自 萬壽堂

文華堂



一頁入信

第4章 炭鉱閉山と地域経済・自治体財政

宮入興一

1986年11月、高島炭は炭鉱労働者と住民による炭鉱続行の願いと運動もむなしく、105年にわたる炭鉱の歴史をとじた。それは高島の炭鉱（ヤマ）と共にあった都市（マチ）の経済社会に、したがってまた自治体の財政に、大きなインパクトを与えざるをえない。本章では、炭鉱企業の地域独占・地域支配との係わりで地域経済と閉山によるその破綻の実相を明らかにし、次いで、閉山への過程における炭鉱企業と自治体財政との関係を究明しよう。

4. 1 炭鉱企業と地域独占の歴史

高島町は長崎市から南西海上約14.5km（定期船で55分）に位置し、高島・端島・中の島・飛島の4島からなる（前掲、図1-4参照）。しかし端島炭閉山後は、有人島は高島（面積1.385Km²）のみである。1695年の石炭発見後この小島を有名にしたのは、1868（慶応4）年、イギリス商人トーマス・グラバーが鍋島藩と合弁で日本最初の洋式採炭による炭鉱開発にのりだしたからである。高島炭鉱は1878（明治7）年に官営となった後、すぐ後藤象二郎の蓬萊社に払い下げられ、1881（明治14）年には三菱社の岩崎弥太郎に譲渡された²⁾。

当時、高島炭鉱は、三菱の主業である海運業に燃料を供給するとともに、日本最大の炭鉱として海運に匹敵する高収益をあげ、またその後の炭鉱・鉱山経営の足掛りとなって三菱生成期における高蓄積の基礎を築

いたのである²⁾。その意味で、「高島は三菱の発祥の地」となった。以後、100年以上にわたって、高島はわが国有数の炭鉱として日本資本主義の発展を支え、かつ「一島一都市一企業」というユニークな形態をとって高度に産業化されてきた。こうした高島の歴史的、地理的特徴は、独占体と都市との関係に特異な性質を帯びささずにはいなかったのである。一見迂遠のようではあるが、高島におけるこの独占体と都市との歴史的、地理的特異性について概観しておきたい。それは、今なお高島の特異な状況を規定する底流となっているからである。

三菱石炭鉱業は、高島における地域独占資本である。「地域独占」とは、公権力体によってその地域に集積されている社会資本や公共サービス、またその管理下にある土地・水などの地域資源や税財政を、特定の独占体が利用独占する政治経済現象を指す。社会資本や地域資源の占有、社会的損失の住民と自治体への負担転嫁、また税金や受益者負担の減免などによって独占体が取得する利益は「地域独占利潤」となる³⁾。

戦後の地域開発の特徴は、府県や市町村が、港湾や工業用地・用水、道路、住宅などの社会資本を整備し、税財政上の優遇措置を与え、公害・都市問題などの社会的損失の尻ぬぐいをすることによって、地域開発を促進してきたことである。これに対して、高島の場合は、都市があって後から企業が進出するのではなく、いわば炭鉱の中から都市が生まれたともいえる関係にある。それ故独占体は、はじめから土地・水などの資源や港湾、海上交通などの産業基盤を私的に独占し、住宅など生活基盤の多くも占有してきた。住民のための公共施設や資源は、三菱資本の炭鉱のわけ前をもらうこ

とからはじまり、礦害など社会的損失の発生は放任されてきた。たとえば、生活用水は、明治以来、炭鉱社の水船か蒸留水によって供給される余剰水をもらい、こうした状態は、1957（昭和32）年の海底水道の完成まで続いたのである⁴⁾。

しかし、注意しておかなければならないのは、高島炭鉱の原始的蓄積期には、土地・水などの住民からの資源収奪や、礦害など社会的損失の排除をめぐる、島民と企業との間に大きな確執が生じたことである。炭鉱が三菱の手に移った翌1882（明治15）年以降、高島村人民総代は、炭坑附屬地以外の全島が採掘され、そのため民戸約200戸、村民約900名が困難に陥っているので、坑業を差止めるか、村民生活の方法を協議するかについて、県知事にあて数回にわたって請願している⁵⁾。だが、事態は解決されぬどころかむしろ悪化した。高島村民にとっては、三菱による炭鉱の大規模化、坑区外への進出に伴って、「住居ノ土地ハ次第二崩壊シ家屋ハ傾斜シ生命財産ニ危険ヲ生セシノミナラス水源涸渴シ飲水ヲ遠ク數里ノ外ニ求メサルヲ得ス且漁業ノ如キモ海沖數里ヲ出ツルニアラサレハ之ヲ営ム能ハサルニ至」った。かくして、島民は炭鉱社を相手どって、石炭採掘差止及び損害調査請求の訴訟をおこしたのである。しかし、1888（明治21）年、裁判所は、被告三菱は官庁の許可をうけて坑業を行っているのだから、坑業差止は企業にではなくそれを許可した主務官庁に請求すべきであり、また原告住民に損害があったかどうかが不明であるのに、被告に損害調査請求をするのは不当であるとして、住民側の訴えを全て門前払いにしてしまった⁶⁾。

当時の日本坑法にてらしても、「この判

決は牽強付会」⁷⁾と言ってよい。だが一層注目すべきは、これ以後、巨大炭鉱の鉱業権は土地所有権に優越するものとされ、礦害負担さえ免除されうるようになったことである。結局この事件は、三菱資本の圧力も加わって、島民側の泣寝入りに終わった。それだけではなく、会社側は、「是ヨリ先高島島民吾社ノ炭坑稼行ニ異議ヲ唱ヘ濫ニ訴ヲ提起シテ我ニ迫ル（中略）非ヲ謝シ反テ憐ヲ請フ」として、慈悲的に1万円を島民に寄贈し、「以テ同島炭坑業廢絶後ニ於ケル将来ノ疲憊ニ備ヘシム」⁸⁾として、以後の住民運動の芽を摘みとってしまったのである。高島の人口は、この事件の約10年後、1898（明治31）年に3,024人、第1次国勢調査の実施された1920（大正9）年には8,907人へと膨張した。それは炭鉱（ヤマ）の拡張によって行われた。かくして、村はあたかも炭鉱（ヤマ）に呑みこまれてしまったのである。

こうして、石炭資源以外の土地・水などの諸資源についても収奪と独占的支配が確立し、農漁業の産業基盤は失われ、礦害や環境破壊などの社会的損失が生じた。だが、それだけではない。戦前期までは、主要な公共施設や公共サービスも、鉱業所によって、ほぼ完全に私的に占有されていた。たとえば本土と島との交通は現在でも海上輸送が唯一の手段であるが、炭鉱社は石炭や事業資材の輸送は言うまでもなく、水や生活物資の補給、従業員・家族・島民らの長崎市との往来のために、創業以来自家用船舶を保有していた。第2次大戦後までは、長崎～高島～端島間を毎日3往復する定期旅客船・夕顔丸を含めて、10隻の船舶が保有されていたのである⁹⁾。病院もまた炭鉱直屬であった。炭鉱病院は、多数の死者を

出した1885（明治18）年夏のコレラ大発生と、翌1886（明治19）年の天然痘蔓延による「避病院」（隔離病棟）を契機に設立された¹⁰。それは後には、内科・外科・歯科を主体に島内唯一の医療機関として機能してきたのである。また住宅も、炭鉱労働者については、炭鉱住宅や寄宿舎への入居が労務と生活の両面からの管理上、むしろ次第に強制されるようになった¹¹。家族持住宅の建設や納屋の改築は、1907（明治30）年以降の「納屋制度」の廃止による坑夫の直轄制への移行を契機に進んだが、それらは地域における労務管理手段の一環であって、こうした早い時点での「経験は、以後、三菱の労務管理に大きな教訓となった」¹²、と社史自らが高く評価している如くである。さらに、これと軌を一にして、福利施設、体育施設、購買会店舗なども炭鉱資本によって整備されてきた。

反面、高島村の独自の公共施設や公共サービスの整備は、村財政の窮乏のなかで困難が続いた。その代表例は学校である。小学校は1882（明治15）年、村民の寄付金により専用校舎を建築したが、炭鉱人員の急増によりその子弟のための校舎が手狭となり、1899（明治32）年には三軒町に校舎が新築された。この建設費3,000円のうち半分の1,500円は三菱が寄付し、566円余りが村民の寄付金でまかなわれた。同時に、三菱からは社員玉突場であった建物1棟が寄付されている。しかし、その後さらに炭鉱人員が増加して教室不足が生じ、また義務教育年限の延期もあって、1908（明治41）～1914（大正3）年には、校舎狭隘のために二部授業を余儀なくされた。そのため、1917（大正6）年には、坑夫住宅地に、校舎・敷地とも三菱による寄付で二子分教場

を開設、さらに1938（昭和13）年には、三菱からの寄付金10万円をもって百万崎に新校舎を建設している¹³。

こうした戦前における学校建設の困難と三菱資本の寄付金を中心とする整備の実態はなにを意味しているのだろうか。それは、第1に、日本資本主義の発展動向に強く規定された炭鉱業の隆替と炭鉱企業の資本蓄積運動によって、炭鉱人員とその学童数が急速に増減をくり返したからである。第2に、三菱資本による土地独占が進み、そのため狭い島の中で比較的広い平地を必要とする学校建設には、炭鉱企業による土地提供が不可欠となっていたからである。第3に、村の税収のうち営業収益税や所得税は減免されてその付加税が村に入らず、鉱山税は炭鉱の好・不況による変動と税務会計上の操作で低く抑えられていたからである。このため慢性的な村財政の困難が続いた。三菱からの寄付金は、労務対策費であるとともに、地元対策費としての意味を強くもっていたのである。こうして炭鉱企業が地域独占を完成させる一方、村自体の施策は進まず、それらが相まって戦前の都市問題を拡大させた。同時に、こうした企業による地域独占は、公共施設の整備の遅れとともに、戦後においても、高島の地域問題の背景をなしてきたのである。

4.2 炭鉱企業と戦後の地域独占の特質

炭鉱による資源と社会資本に対する地域独占や地域経済への支配力は、戦後においても巨大である。しかし、戦前には炭鉱が主体となって地域独占を完成させてきたのに対して、戦後は、高島町との「協力体制」のもとに、むしろ町財政への依存を深めな

がら地域資源や社会資本の利用独占を保持し、自治体と地域への支配を強めてきた点に、戦前とは異なる大きな特徴がある。

第1は、土地の利用独占である。そもそも、高島の総面積の60%は炭鉱企業の所有であり、個人所有はわずか15%にすぎない(図4-1)。高島はかつて高島と二子島という2つの小島で、渡舟で連絡していたものが、1925(大正14)年に築堤と埋立によって陸続きとなったものである。高島だけではなく端島も含めて、海岸の埋立は、戦前まではすべて企業によって実施され、社有地とされた。これに対して、戦後の埋立は主に町が主体となって実施し、できた用地は道路、公園、グラウンド、幼稚園、公営住宅など、主として生活基盤の公共施設の建設用地に利用されている。高島でもともと社有地の割合がとび抜けて高い上に、海底炭鉱のため島の陸上部の産業用地は比較的小さくて済む。その結果、用地の拡大は、戦後には産業用よりもむしろ、労働力再生産のための共同消費手段の整備に力点が置かれたのである。用地の造成は町が実施主体となったため、町有地の割合は25%とかなり高い。しかし、後述のように、高島町の少なくとも7~8割が炭鉱関係人口であり、かつ戦後の生活基盤の整備が炭鉱企業から自治体へと依存を高めてきたことを斟酌すれば、町有地の多くもまた、直接・間接に炭鉱企業によって利用独占されてきたと言っても過言ではないであろう。その一方、町役場さえ礦業所からの借地に建っていることに象徴されるように、企業による土地独占は、町の都市計画の大きなネックとなると共に、依然、地域支配の絶対的な重石となっているのである。

第2は、水の利用独占である。水問題は、

小離島である高島にとっては戦前からの大問題であって、給水は前述のように、主として会社所有の水船に依存していた。しかし、戦後における石炭増産と島人口の増加は、水船による給水方式の供給量の限界とコスト増を生み、何らかの抜本的打開策を迫るに至った¹⁴⁾。そこで打ちだされたのが、炭鉱企業ではなく、高島町を建設・運営の主体とする上水道計画である。計画は高島と端島を合わせて、1965年に、給水人口2万5千人、年間配水量1,825千トンを目標としていた。そのため対岸の三和町から取水し、高島と端島に海底管で送水するという当時としては画期的な新方式を、1957年に事業費3億1,000万円の巨額を工面して町は完成させたのである(表4-1)。しかし、その後も炭鉱の拡張と人口増加が持続するもとで、10年余りの間に4次にわたる水道拡張事業が実施され、1968年には貯水能力10万トンを擁する為石貯水池を完成させた。1970年代末までに水道に投資された事業費は主なものだけでも累計12億5,000万円、79年度の町歳出額14億円の約9割に相当する。

水道使用量のうち高島炭鉱関係分は、80年代前半には毎年ほぼ90%にも達していた。この中には、水道料徴収の技術的理由から直轄鉱員の生活用水まで含まれているので、鉱業用水の消費量を純粋に区分することはできない。しかし、上水道の完成までは水は全て炭鉱企業によって供給されていたのに対して、以後は供給主体が町に移された。なぜか。企業は、水の利用独占は続けながら、その一方用水の需要量の急増とこれに伴うコスト増の方は、公共事業によって負担させようとしたからに他ならない。しかもこのことは、後に詳しくふれるように、

炭鉱閉山の際には、町財政に大きな負担転嫁をもたらす原因ともなっていくのである。

第3は、社会資本や共同サービスの自治体財政への依存の深まりと利用独占である。まず、交通については、戦後、長崎県によって高島港が新設された。それまで高島には棧橋さえなく、島民は乗下船には難儀していた。県は防波堤建設について浮棧橋を竣工させ、高島港を県管理の地方港湾に指定した(1951~52年)。また、従来炭鉱企業が私的に保有していた船舶については、炭鉱の経営悪化を理由に、1962年以降、廃船あるいは順次に売却し、備船に切りかえた。その結果、1966年夏には会社保有の船舶は朝顔丸のみとなり、これも端島閉山に伴って廃船となった¹⁵⁾。以後、長崎市との旅客船交通については、民間船会社の定期船のみに依存することとなり、これには「離島航路」として国から航路補助金が交付されている。

一方、病院の場合は、やや事情が異なる。明治10年代からはじまった炭鉱社付属の高島病院は、戦後1950年代には、医師15名、看護婦43名を擁する総合病院の体裁を整え、58年には端島にも鉄筋4階建の新病院(医師9名、看護婦14名)が完成した。町は、それ以外には1950年に建設した18床の伝染病隔離病棟をもつのみで、高島・端島の両病院は炭鉱の付属病院であると共に、事実上地域医療の唯一の拠点として機能してきた。1974年の端島閉山に伴って端島病院は閉鎖されたが、高島病院は169床をもつ総合病院として継続されてきたのである¹⁶⁾。だが、炭鉱の経営不振と70年代初頭からの経営「合理化」の推進は、70年代末になると炭鉱労働者の福利厚生「見直し」・縮減にまで及ばざるをえなかった。この結果、

1980年には、新病院建築に伴って病床数が約1/4(43床)にまで大幅に縮小された。しかも、事態はそこにとどまっていなかった。82年4月からは、炭鉱病院の管理・運営についても、町に完全に肩代りされることになったからである。しかも、新病院の建設と経営もまた、炭鉱「合理化」と閉山の過程では、町財政に大きな負担を強いることになるのである。

病院以外にも、戦前には炭鉱企業が自ら供給し、かつ利用独占していた公共施設や公共サービスの多くが、戦後には、漸次にせよ一挙にせよ、町財政に移されてきた。また、戦後につくられた新しい公共サービスは、最初から自治体の責任とされた。以上の業務には、公営住宅、保育所、小中学校、ごみ・し尿処理、公園、スポーツ・文化施設(プール、運動場、体育館、図書館など)、福祉サービス(養老院、老人クラブ、社会福祉など)、公設市場等々、非常に広範な領域に及ぶ公共施設やサービスが含まれている。しかも、これら生活基盤施設やサービスの大部分は、炭鉱関係者とその家族らによって利用されてきたのである。それでは、高島において、炭鉱企業は地域経済の中で量的、質的にどれ程の地位を占めてきたのか。したがってまた炭鉱閉山は、地域経済にいかなるインパクトを与えることになったのか。次節では、これらの点について検討しよう。

4.3 炭鉱とその閉山の地域経済へのインパクト

高島はその歴史的・地理的条件に規定されて、「一島一町一企業」と言われるように、あたかも実験室で純粋培養されたような「企業城下町」である。炭鉱企業の地域

経済に占める地位は卓抜して大きい。表4-2は、閉山の前年、1985年における高島町の産業別就業者に占める炭鉱関係分の割合を推計したものである。全就業者数に占める鉱業分の割合は61%であるが、他の産業分野の就業者もほとんどが何らかの形で炭鉱と関係がある。就業者全体に占める炭鉱関連分の割合((B)/(A))は、88%と9割近くにも達している。この表中の推計では、公務員のように、炭鉱関連が皆無とされている産業分野もあるが、現実にはその多くも炭鉱に関係していると推察される。炭鉱関係のウエイトは、実際には9割を超えるものと推定される。文字通りのモノカルチャー経済と言って過言ではない。

炭鉱を含めて鉱山町が、一般に、モノカルチャー的色彩が強いことはよく知られている。だが、高島町は、なかでも際立っている。表4-3は、炭鉱の地域・自治体に占める地位をいくつかの指標に依ってみたものである。1985年において稼働していた国内の主要11炭鉱(10市町)のうち、総人口に占める炭鉱関係者の割合は、高島では96%にも達する。第2位の上砂川町(三井石炭炭業砂川鉱)でさえ73%であるから、そのウエイトは群を抜いている。また、町の鉱工業出荷額及び税収に占める炭鉱企業の割合も、それぞれ98%、84%と全国一の高い比率を示している。炭鉱労働者は全国で約2万4,000人おり、炭鉱周辺の中小企業、商店なども含めて炭鉱を生活の基盤としている人々は約17万人と推定される¹⁷⁾。

高島町の炭鉱と関係の深い4産業について、事業所数、従業者数、出荷額を指標として炭鉱との関係をみたのが、表4-4である。ここでも、建設業工事額を除けば、炭鉱関係の比重は80~100%に達している

(建設業では、炭鉱がすでに新規工事を手控えていた上に、公共事業を主としている業者がいる。)。これを、炭鉱への依存率が比較的高いと推察される長崎県外海町と比べても、そのウエイトの高さは明らかであろう。

以上のように、地域独占をふまえて、炭鉱企業が地域経済の隅々にまで深く浸透していたとすれば、炭鉱の一挙の閉山が、地域経済に対して甚大なインパクトを与えざるをえないことは必然である。表4-5によって、閉山に伴う事業所数と就業構造の変化をみてみよう。高島の閉山は1986年11月であったから、したがって閉山をはさむこの3年間に、事業所の総数は、216→105箇所と半分以下になった。だが、就業者数の減少はこれよりはるかに膨大で、2,651→329人へと、9割近く(△88%)の激減である。とりわけ第2次産業では、1,799→50人と、かつての僅か3%しか残留していない。残っている事業所は、三菱石炭炭業の残務整理にあたる現地事務所と、公共事業に依存する建設業者だけとなった。第3次産業でも、公務を除いて就業者の減少率は6割以上に達し、公務でも町財政の危機から財政「合理化」が強まれば、一段の大幅減少は避けられないであろう。第1次産業では、農業はすでに皆滅して久しい。わずかに残った漁業も、かつて伊勢エビの宝庫であった沿岸の岩礁はボタと埋立て再生は不可能に近く、今後の町経済の展望は単純な元への回帰によって切り拓くことができないことは確かである。

これにたいして、町当局が採った対策は、企業誘致による産業振興と雇用機会の創出である。表4-6は、炭鉱閉山後の高島への新規企業立地の概要を示している。たし

かに、新規の企業進出は、自治体の懸命な誘致努力の結果であり、かつ閉山後の高島にとっては、急激な人口の流出を少しでも食い止め、また漁業関係のように地域産業の将来の芽となる可能性をも一部には含んでおり、緊急策としては、一定の意味もっている。だが、それは救急の対症療法としてにすぎない。むしろ注目すべきは、企業誘致方式には、大きな限界と問題点があることである。

第1に、新規の企業立地は6社あったが、雇用効果は高々94人と100人に満たない。それは、閉山によって失われた就業機会2,300人のわずか4%を埋めただけである。

第2に、進出した企業の多くが、女子雇用型中心であり、規模も零細で、賃金水準が著しく低い。例えば、新規に雇用された94人のうち44人(47%)が女子労働者である。男子労働者の多い一部企業では、高度で特殊な知識と技術を要するために、地元採用の男子労働者はいない。こうしたものを除けば、新規雇用者に占める女子労働者の比率は少なくとも50%を下回ることはないであろう。女子労働者の比率は、長崎市25%、長崎県43%と比べてもかなり高い

(1985年工業統計)。しかし、失業者の大部分は、男子労働者なのである。また、従業員数からみても明らかなように、企業規模は零細である。その上、新規企業の賃金水準は低く、しばしば、炭鉱時代の賃金日額の6割強にすぎない、雇用保険の就職促進手当の給付水準にさえ及ばない。その結果、就職するより失業手当をもらう方を選択するケースも珍しくはない。むしろ、企業進出は低賃金労働力を狙ってすすんでおり、上述のような企業誘致が、炭鉱都市の雇用問題の抜本的な解決策とならないこと

は明らかである。

第3に、進出企業は、わずかな雇用効果以外には、地元企業との産業連関は皆無に等しく、また立地企業相互にも関連はほとんどない。進出企業の大多数が低賃金労働力にメリットを見出し、税等の優遇措置に支えられながら進出する以上、地域内での複雑な産業連関の形成は最初から等閑視されている。ここに、企業誘致方式が、地域の失業・雇用問題への対策としてだけではなく、地域の産業政策としても、大きな限界をもつことが指摘されなければならないのである。

こうして、地域経済の一挙の崩壊とその再建が容易でない状況のもとで、急激な人口流出が生じ、そのことがさらに地域経済の再建を困難にさせている。

図4-2は、高島の閉山後の人口変化を示したものである。閉山直後の1986年11月末に5,491人であった高島の人口は、わずか5か月後(1987年4月末)には、2,798人へと約半分に急減した。その後減少率は少し緩和したが、それから約2年後の89年5月末には1,442人へとさらにまた半減し、結局、総人口は閉山から2年半で4分の1ほどに激減してしまった。高島町は閉山前に、炭鉱が閉山した場合の「影響調」を行い、その際、将来人口を「閉山直後3,000人、閉山X年後1,000人」と推計していた¹⁰⁾。この推計は、かつて新日本製鉄の子会社、日鉄礦業の炭鉱が、1972年に閉山した隣町の伊王島町のケースを参考に行ったものである。伊王島町は1988年3月末で人口1,375人、人口では全国最小の町となってしまった。閉山後の人口推移は、高島町の推計が決して大げさなものではなかったことを実証している。急激な炭鉱閉山は、相対的

過剰人口を一挙に排出し、彼らの地域的拡散＝労働力流動化を促進した。一般的に言えば、若年層を中心として、やる気と就業機会に恵まれ、移動可能性の高い層から産炭地域を離れていく。そのことがまた、人的資源の面から、閉山後の産炭地域における地域経済の再生を困難にしているのである。

4. 4 炭鉱閉山と自治体財政

以上に述べてきたように、地域独占とそれをふまえた炭鉱企業のモノカルチャー的地域経済支配が、全面閉山を契機として地域の経済社会に甚大な影響を及ぼすとき、炭鉱企業と自治体財政とは、いかなる規定関係にあったであろうか。以下では、炭鉱の閉山と町財政との関係について、財政の支出と収入の両面から明らかにしよう。

4. 4. 1 炭鉱とその閉山の財政支出へのインパクト

三菱の鉱業資本が高島における強固な地域独占資本であるとして、今日の局面における問題は、その炭鉱の閉山が地域経済社会に与えるさまざま、かつ重大なインパクトと町財政との関わりである。それは言うまでもなく税収を柱とする財政収入面において端的に現象しよう。だが、むしろ一層注目すべきは、炭鉱とその閉山の財政支出面への作用ではなからうか。それは、企業の地域独占・地域支配と、したがってまた地域独占利潤の獲得と、不可分に結びついているからである。

三菱高島炭鉱の閉山は、1986年11月27日、労資の閉山調印をもって実施された。同じ日、その陰に隠れて目立たなかったけれども、もう1つの注目すべき「協定書」の調印があった。それは、親会社の三菱鉱業セメント及び子会社の三菱石炭鉱業と、高島町との間に取りかわされた「協定書」である。協定の内容は10か条からなるが、これを要約すれば、表4-7のようであった。

この協定は表の右欄に示した高島町の企業側に対する閉山対策要求に基づいて、両者の折衝の結果調印され、具体的な企業誘

致を除いては、町の要求が「ほぼ百パーセント認められた」（星野前町長）と自治体の当事者も自賛し、「特に地域振興資金や社有地の無償譲渡は過去の閉山では例がなく、今後相次ぐと予測される閉山地域の」「貴重なモデルケースとなろう」¹⁹⁾、と一般に高い評価をうけてきた。しかし、果たして協定の内容は、町の要求をほぼ全面的に認め、かつ、今後のモデルケースとなりうる類のものと言えるであろうか。

たしかに、地域振興資金や、社有地の無償譲渡または貸与は、過去の閉山ではほとんど先例のない、炭鉱町からみれば、それだけ先進的なケースと言えなくはない。そのこと自体、高島の閉山が、国家レベルでの産業構造調整政策の試金石として重要視されていたことの反映といつてよいであろう。とはいえ、見落してならないのは、地域振興資金の場合、炭鉱の町財政に対するこれまでの依存や、閉山から生じるさまざまな社会的損失に対する企業補償としての意味づけが決定的に希薄なことである。町の側は、炭鉱存続を前提に、町が礦業所に代って建設した病院や炭住アパートなどの事業支出に対する企業補償を含意しながらも、表向きは、閉山後の地域振興のための資金を求めている。これに対して、企業の側は、町の含意への配慮を示唆しながらも、実際には、城主企業として、地域振興資金を「差贈る」という、慈惠的態度を貫いていたからである²⁰⁾。それはあたかも、約100年前の、三菱社の島民訴訟に対する態度を想起させる。では、なぜ炭鉱企業はそうしたのか。それは、企業が、閉山という資本撤退行動に対する社会的責任を認めようとせず、あくまでもそれを回避しようとしたからに他ならない。

この点は、他の全ての項目にも貫徹している。たとえば、②企業誘致と、③離職者対策について、町は、たんに子会社の三菱石炭鉱業だけではなく、親会社の三菱鉱業セメントを含む三菱企業グループ全体の責任において実現することを要求した。これに対して、協定の内容は結局、三菱鉱業資本の親会社、子会社の2社だけの、それも「責任」ではなく、「努力」目標の線にまで大幅に後退してしまった。

②企業誘致については、三菱商事の吉森安彦常務を団長とする三菱企業グループ30社、32名からなる大視察団が高島にくりこみ、「105年間お世話になった三菱グループの社会的歴史的責任は果たす。町民は企業が来ると信じてもらっていい」²¹⁾、と約束した。しかし、それがたんなる鳴り物入りのセレモニーであることが判明するのに、大して時間はかからなかった。閉山の余熱が社会的には大分さめたころ、三菱グループは、離島、人口減、港湾輸送施設の不備などを理由に、「高島への新規企業立地は困難である」として、約束を反故にしまったのである²²⁾。これらの理由は視察などしなくても最初から分りきったものであり、むしろこの結末は、「協定書」のシナリオの線にそうものであった。三菱が多少とも資本参加している立地企業は現在4社（うち三菱が主力となっているもの3社）、従業員にしてわずか26人（同15人）にすぎない（前掲表4-6、参照）²³⁾。一方、③離職者対策の場合には、町の側は本鉱、下請組夫、一般町民について、再就職の無差別な斡旋を、全三菱企業グループの責任において万全を期すことを要求した。これに対して、協定では、本鉱と組夫・町民との間に差別をもちこみ、本鉱について

は両社は「努力する」が、組夫・町民については雇用主及び国・県・町の就職斡旋に「協力する」として、事実上、責任を完全に放棄してしまった²⁴⁾。

④の社有地については、町は必要な土地の無償譲渡を要求した。高島の総面積の約6割、土地に対する固定資産税の約9割を占める炭鉱の高度な土地独占こそが、三菱資本の高島における強固な地域独占の主要な物質的基礎であるとするれば、町への土地の無償譲渡は、地域独占を打開する最も重要なポイントに他ならないからである。もしも高島が、石炭資源の賦存以外に有利な立地条件をもっていたとしたら、企業の側は容易に土地の地域独占を手離そうとはしなかったであろう。しかし、見通しうる将来にわたって、そうした条件を備えそうもないことが、開発や町施設に必要な社有地を、無償で町に譲渡または貸与することを企業側が受容した主要な根拠であろう。とはいえ、これとて、町の強い要求がなければ不可能であった。その意味で、これはこれで評価されるべきである。だが、無償の譲渡や貸与は無条件でなされるわけではない。協定書には、慎重にも、それが「協議の上」のことであり、また「譲渡」の他に「貸与」をつけ加え、かつ将来三菱側が必要とする場合には、町はその土地を「無償で返還する」との制約条件が明記されている。大企業は土地独占の根幹まで手離そうとはしていなかったのである。

さらに、表中⑤～⑩の諸項目については、環境や資源、住宅など社会資本の地域独占と、閉山を契機にそこから生じた社会的費用とを、町の側はできるだけ原因者負担として企業の側に責任を求めようとしていることを表わしている。しかし、企業側は、

逆にそうした負担を可能な限り回避し、住民や自治体のコストや負担に転嫁しようとしたのである。協定書では、企業の責任と負担は著しく後退するか、曖昧にされている。

問題は、以上のような鉱業資本による地域独占と地域支配、それを前提にした炭鉱閉山が、自治体の財政支出にいかなるインパクトを与えてきたかである。詳細については、資料の制約から析出できない部分も少なくない。しかし1980～87年度については、三菱高島礦業所関連の主な町財政支出を推計したのが、表4-8である。1980年代のわずか8年間で、高島町からの礦業所関連支出の額は、主なものだけで27億6千万円に達する。これが町の普通会計歳出に占める割合は16%であるが、80年代には積立金の比重が増大したので、その分を控除した実歳出総額に占める割合では19.7%と、約2割に及ぶ。しかし、この礦業所関連支出には、財源として国や県の補助金が含まれていて、全額が町の純負担分ではない。そこで事業費から国・県補助金を減じて町の純負担額を求めると20億4,300万円になる。この額が町の一般財源総額に占める割合は20.8%に達する。少なくとも、町の一般財源の2割以上が、礦業所関連支出なのである。

礦業所関連支出の内容をもう少し詳しくみてみよう。支出は大きく4つに区分される。

第1は、企業に対する直接的な補助金や助成金である。町は自らの一般財源から、この8年間だけで1億7千万円にのぼる助成金を、経営の困難を主張する城主企業に対してさまざまな形で、直接、または県補助金と抱き合わせで行ってきたのである。

なお、これ以外に、2億円の礦業所への無償貸付金があったが、閉山後、これは利息をつけて返却された。

第2は、炭鉱のための産業基盤にあてられた経費である。その1つは、炭鉱事業の物的産業基盤整備ともいえるべき県道高島線や高島港改良事業の地元負担金、町道中腹循環線の整備など、道路、港湾等の建設・管理費用である。高島炭鉱は海底炭鉱として島の坑口より11km、水面下650mが最深採掘現場であった。そのため、主要な産業施設の多くは地下に展開していたので、戦後のコンビナート開発などの場合とは異なって、地上部の産業基盤施設のウエイトは相対的には小さい。とはいえ、地上の産業基盤施設は、地下現場の採炭、運搬、通気、排水、保安などの確保にとっただけではなく、産出した石炭の送炭や船積、坑内操業のための坑木・採炭機等の資材及び労働力の搬出入にとっても不可欠である。主要な産業基盤整備の事業主体は県であるが、高島町はこれに対して地元負担金を支払っている。また、町が事業主体の場合でも、国の補助金の割合が多く、直接の産業基盤事業費8,036万円にたいし町の純負担は4,087万円と、これが町の純負担総額に占める割合は2%にすぎない。

もう1つは、水道事業の経費である。高島町の水道は、1955年7月、厚生省、建設省の認可を受けて計画給水人口20,500人、1日最大給水量5,000m³で創設され、以後5回の拡張工事を行ってきた。しかし、その後74年の端島閉山や炭鉱「合理化」による人口減少のなかで、計画給水人口8,100人、1日最大給水量5,280m³で今日に至っている。高島の水道は炭鉱最盛期の人口を基本に計画され拡張されてきただけに、人

口減少につれ施設は既に過大となりはじめていた。後述のように炭鉱閉山はこの矛盾を一挙爆発的に露呈させざるをえないのであるが、閉山までは、水需要の約9割が礦業所分という、水資源の著しい地域独占の状況にあった。もっともその全てが鉱業用水なのではない。高島の場合、礦業所関係の水道使用量は、〈高島受入量－礦業所以外の使用メーター検針量＝礦業所負担使用量〉という、独特の方式で推算されていた²⁵⁾。礦業所にもまた社宅にも検針メーターは全くなく、礦業所は社宅使用分も含めて、逆算によって求めた使用量をもとに水道料を一括支払っていたのである。社宅分の水道料は近年に至るまで入居者は支払う必要がなかった。したがって、社宅水道料は礦業所労働者への一種の付加給付であって、まったくの「どんぶり勘定」で、鉱業用水との区分は明確ではない。そこで、ここではあえて恣意的な区分けはせず、一まず産業基盤として分類した²⁶⁾。

高島の水道事業は公営企業会計で処理されている。言うまでもなく公営企業は独立採算制を原則とする。しかし、何らかの理由で独立採算がとれない場合などには、一般会計からの繰入れによってまかなわれる。ここでは、水道の建設や運営に対する一般会計からの支出金、補助金などの繰入金のうち、礦業所負担分使用量の全使用量に対する割合(90%)で按分した額を礦業所分として推計した。この額は3億9,100万円、すなわち町純負担分の19%に達する。しかし、これが炭鉱関連の水道事業に対する町の純負担額の全部ではない。礦業所分の水道料金は一般用と比べても相対的に安価に設定されてきたからである²⁷⁾。その結果、水道事業が独立採算を原則とする企業会計

で営まれる限り、炭鉱企業への優遇措置は、一般住民への相対的な料金の高負担か、水道会計の赤字か、町の一般財源の繰入れか、あるいはそのいずれかの組合せによって負担されざるをえない。城主企業の地域独占とそれに対する優遇が、住民と自治体の負担に転嫁されたのである。

第3は、炭鉱に関わる生活基盤、とりわけ労働力の再生産にあてられる経費である。高島では、炭鉱企業の地域独占は群を抜いている。したがって、福祉、保健衛生、教育、文化、スポーツなど生活基盤にかかわる施設やサービスについて、もし炭鉱と直接・間接に関連する経費を全部あげるとすれば、前掲表4-2、表4-3の炭鉱関連人口の比率からも明らかのように、その額は当該経費のほとんど8~9割を超え、町の実歳出総額の3~4割を下まわることはないであろう。しかし、ここでは地域独占の点で、歴史的にみても礦業所と直接深い関係にある労働力再生産のための財政支出だけを抜き出した。内容的には、礦業所武道館補修補助金や、勤労会館・体育娯楽センターの補修工事などの勤労者用施設費、また従来炭鉱側が整備してきた炭鉱住宅の自治体への肩代りである炭住地区改良事業費、等がある。

病院については、建物が老朽化してきた礦業所付属病院を、1980年に高島町が全額一般財源で新病院（病室11、病床43）として新たに建設し、医療機器も新しく揃えて同病院に無償で貸与したものである。しかも、1982年度からは、病院経営も町に移管され、炭鉱付属病院は100年近くにおよぶ歴史を閉じた。同時に、病院の赤字も町に転嫁され、町は毎年一般会計から病院会計への繰出を余儀なくされてきたのである。

炭住アパートや病院の、企業所有から自治体への肩代りが、70年代末からの波動的な炭鉱「合理化」の一環として強行されたことは先述した。こうしたごく控え目な炭鉱関連生活基盤支出だけでも、町の純負担額は11億1千万円、礦業所が「差贈」った地域振興資金の10億円を凌駕しているのである。

第4は、直接の閉山対策にかかわる事業経費である。これは大きく2つに分けられる。1つは、炭鉱閉山に直接伴う事後対策や残務処理にかかわる経費である。これには、不用となった老朽炭住の除却、炭鉱発電所から九州電力に受電を変更するのに必要な設備改修工事、発電所余熱を利用し入浴料無しで町民も利用可能であった礦業所浴場から重油焚きの有料町営浴場への改修工事、島内バス路線を確保するための民営バス会社への補助、小規模企業への融資、などが含まれる。これらはいずれも炭鉱閉山に直接起因する社会的損失の一部であって、本来原因者である企業がその損失を補償すべきものである。先述の町の「要求書」でも、これらの損失は大部分、企業の責任において、つまり企業による費用支弁で処理されるべきことを求めていたものであった（前掲表4-7、参照）。しかし、その損失の大部分を企業は支払わないまま、自治体と住民に負担が転嫁されている。町の負担は、87年度までで既に2億6千万円を超えている。この中には閉山時一度だけで済む負担もあるが、不用炭住の大量の除却や、今後管理運営費が必要な浴場、バス路線の維持など、長期に亘る継続的支出が不可欠なものも少なくないのである。

2つは、炭鉱喪失後の町経済の振興にかかわる経費である。高島のようにほぼ完全

な地域独占の企業都市では、地域は炭鉱に代るべき内発的な経済発展の契機をほとんど持ち合わせていない。炭鉱の突如の閉鎖による急激な人口流出に直面した場合、自治体のとりうる応急対策としては、企業誘致による他はないであろう。中長期の対策は、対症療法と結びつけながら立てていかざるをえないのである。

以上の礦業所関連財政支出について、その推移を表4-9によってみてみよう。

表から明らかなように、1980年代半ばの炭鉱閉山になる直前まで、町はむしろ炭鉱「合理化」に一段とコミットする形で、石炭鉱業への助成や産業基盤整備、炭住及び病院事業の肩代りを積極的に進めてきたのである。閉山に伴って、炭鉱助成、産業基盤整備、炭住改良等が終局をむかえたことは当然である。だが、逆に、直接の閉山対策事業がはじまった。その上、地域独占により巨大施設をかかえた水道事業や病院事業では純損失と累積欠損金の急増がはじまり、事業それ自体の見直し再編に直面するとともに、一般会計からの繰入金による穴埋め額の増加を余儀なくされているのである。

ここでは、1例として、水道事業の損益収支を掲げておこう(表4-10)。1986年の閉山以降、有収水量は急激に減少し、「分散の不利益」が増大した。その結果、給水原価は1986~88年にかけて、1トン当たり192→1,045円へと、わずか2年の間に5.4倍という猛スピードで超高コストになってしまった。しかし、このハイコストを償うような急激な供給単価(料金)の引上げは、それだけでなくも急減しつつある人口の流出を拍車せざるをえない。そうした配慮から料金改訂はなされなかった。しかしそ

のために営業損失は激増し、一般会計からの繰入額の増加にもかかわらず、純損失は累積的に増大しはじめた。かくして、累積欠損額は、1988年度ですでに1億3千万円を超え、今もふえ続けている。いまや水道事業は、閉山によって、かつての炭鉱企業による地域独占の「つけ」をまわされ、悪循環的な財政危機に陥ってしまったのである。高島の水道は、早急に事業規模の縮小を含む抜本的対策を施すことを迫られている。とはいえ、そのためには新たな設備投資や経営合理化によって、その負担と犠牲を、多かれ少なかれ自治体や公務労働者、住民にかけざるをえないのである。

以上のように、炭鉱企業とその閉山に起因する高島町の直接的な経費支出の総額は、1980年代に入ってからの8年間だけでも20億4,300万円にのぼる。すでに行論からも明らかなように、この額は、現在入手可能な資料に基づいて、技術上明確に推計可能なものだけを計上した最低限の数値に他ならない。上にとりあげた項目の中でも、礦業所との関係は認められるが、その程度が定量的に推計し難いものについては全て落としてある。また、これ以外に、礦業所と関係のある重要な社会的損失が少なからず存在する。加えて、ここでの推計額は、80年代以降8年間の集計にすぎない。それ以前の資料は今のところ入手できていないが、戦後の炭鉱企業の地域独占が、戦前とは異なっており、町の財政に次第に依存する度合いを強めてきたことを考慮に入れれば、関連経費支出の累計額は、ここで示した数値よりはるかに大きいことが推察されるであろう。しかも、今日の局面において、注意しなければならないのは、この集計が1987年度までのものであって、閉山の影響がさら

に大きな重石となる88年度以降にも、水道、病院、閉山対策など、多くの経費はこのままではむしろ一層増加しかねない要因を内包していることである。こうして、非常に控え目に集計した炭鉱関連経費の支出額でさえ、礦業所からの寄付金の2倍以上に達していたのである。

それでは、この間、炭鉱とその閉山による町の財政収入への影響はどのようなものであったであろうか。次項では、さらにその点を検討してみたい。

4. 4. 2 炭鉱とその閉山の財政収入への影響

炭鉱企業の町財政収入への寄与には、地方税と、企業からの寄付金の2種類がある。このうちもっとも重要なのは地方税の動向である。

表4-11は、1980~87年度における町税に占める炭鉱分税収の累計である。炭鉱分の町税には、法人町民税、固定資産税、電気税、鉱山税と、目的税である都市計画税との5種の税目がある。これら炭鉱分の合計額が町税全体に占めるウエイトは42%に達している。とりわけ炭鉱分の最大の税目である固定資産税では89%、都市計画税では90%、さらに鉱山税、電気税では100%が炭鉱企業分であって、町税の炭鉱への依存の高さは、一見してきわめて自明のように見えることは事実である。

だが、こうした炭鉱企業への町の税収の大きな依存にもかかわらず、否それ故にこそ、高島町の町税には、重要な問題点があったことが看過されるべきではない。

第1に、たしかに町税に占める炭鉱分のウエイトは小さいものではないが、炭鉱企業の地域に占める位置からすれば、それは

むしろ過小と言ってよいことである。たとえば資源でみれば、炭鉱企業は地域の水質資源の90%、公有地以外の土地資源の80%、また就業者の60%以上を占めていた。これに対して、税収では、いま見られたように40%ほどにすぎない。なぜ、そうなるのか。炭鉱企業の経営難もあろうが、むしろその基本的理由は、税制上および税務行政上の大企業優遇措置が存在するからである。

1つは、他の税目の炭鉱への大きな依存度とは対照的に、法人町民税では炭鉱分のウエイトがわずか1.7%と極端に低いことである。そもそも法人町民税自身、町税に占める割合は3.4%と小さく、全国市町村の16.8%と比べてもその2割にすぎない。その結果、町税総額に占める炭鉱分の法人町民税の比率は0.06%と、ほとんど取るに足らないものとなっている。「法人（企業等）が地方団体の諸施策による受益に対する応益負担の考え方が、法人の住民税の創設趣旨とされ」²⁸⁾ている。では、なぜ企業都市でありながら、高島では法人町（住）民税の割合がこのように低いのか。それは、炭鉱企業が税務会計上の赤字を理由に、ごく僅少の均等割しか納めていなかったからである。地域経済の中で圧倒的位置を占める炭鉱企業のこの住民税納税額の極端な低さは、大企業への課税の優遇と共に、法人住民税の制度上の問題点をついている。

2つは、固定資産税について、土地分の評価が低い上に、事実上かなりの課税免除分があり、かつ償却資産の減価が激しいことである²⁹⁾。この点については、後にふれよう。

3つに、とりわけ重要なのは、閉山まで町税の2割前後をコンスタントに占め、炭

鉱分の課税のうち固定資産税と並ぶ最大の税目であった鉱山税の実態についてである。一般に鉱山税は、「鉱物の掘採事業に対して鉱物の価格を課税標準として課する税であり、事業に対する一種の外形標準課税である」と説明されている。「鉱物の掘採事業と市町村行政とは鉱害復旧、環境整備等の面で特に密接な関係にあるので、この事業に対しては道府県税である事業税を課税せず、市町村において鉱山税を課するものとしているのである(る)。」³⁰⁾ すなわち、鉱山税は、鉱山経営に起因する特別の財政需要に対する利益説的な収益税であり、鉱山と当該市町村との特に密接な関係にてらして、府県の事業税を課税しない代わりに市町村に対して、鉱物の価格を外形課税標準とする課税権を与えているものと理解される。課税標準である「鉱物の価格」とは、鉱物の山元価格とされているが、問題は、炭鉱業の場合、この山元価格が公表されていないことである。鉱山税の税率(標準)は1%であるから、逆に鉱山税の税額を1%で除せばそれが山元価格ということになる。しかし、実際には、課税標準としての山元価格は炭鉱企業の申告に依っている。申告内容の真偽については、法的建前としては市町村に調査権があるとはいえ、「企業城下町」としての性格が強い炭鉱町の場合にはその権利は行使された例がない。したがって鉱山税は、現実には過少申告となる可能性を避けることはできないであろう。城主企業への税の高度の依存性が企業による地域支配の財政的基盤であるとするれば、逆にそのことが、自治体の課税自主権をむしろ制限する要因になっていることが確認されるのである。

高島町とて、この例外ではない。町は、

これまで礦業所の申告のとおり課税してきた。資源エネルギー庁の資料によれば、1982～85年度の間、鉄鋼向け国内原料炭のトン当たり価格は、全国平均で23,730～24,280円であった³¹⁾。高島炭鉱の場合ほとんどが原料炭で、しかも国内炭としては最高の良質性を誇ってきたので、単価は全国平均よりずっと高いと推察される。しかし仮に、平均単価で、1982～85年度間の出炭量をもとに高島町のありうべき鉱山税額を推計すると6億3,400万円となる。これに対し、同じ4年度間に現実に徴収された同町の鉱山税の累計額は、3億1,450万円にすぎない。高島町の場合、鉱山税は、まともに課税されていれば、少なくとも現実の課税額の2倍を超えていたと推計されるので、80年代の8年間では、実際に徴収された鉱山税4億9,000万円相当以上の課上の優遇措置がなされていたとみて間違いのないであろう。企業城下町の体質のもとで、高島では、税務行政上「意図せず」して、多額の“見えざるtax expenditure”が城主企業に施されてきたのである³²⁾。

第2に、今日の問題としてさらに重大なのは、自治体税収の城主企業への高度の依存性が、企業経営動向への従属性と、したがってまた税収の変動性を不可避としていることである。このことは、企業が経常的に経営を行っている時にも生じよう。だが、そのことがもっとも劇的に現われるのは、企業「合理化」、ことに閉山や資本撤退の場合であることは言うまでもない。

では、高島町の場合、町税および炭鉱税収分は、閉山によっていかなるインパクトをうけているであろうか。表4-12は、1980年代以降の町税と炭鉱課税分の推移と変化を示している。町税は全体として、19

80～85年度の間に1.5倍の増加をみせた。しかし、町税額は1986年の閉山を契機に減少に転じ、1986～88年度のわずか2年間でもとの1/3以下に激減してしまったのである。固定資産税に次ぐ位置にあった鉱山税は、86年度をもって、炭鉱（ヤマ）とともに姿を消した。また、かつて町税の大宗としてその4～5割を占めていた個人町民税は、人口の急減と失業者や無業者の増大に伴って、1986年度の2億1,600万円のピークから88年度にはわずか3,900万円まで、8割を超える大幅減少となった。もともと、鉱山税や町民税が激しく急落するなかで、もう1つの大きな税目である固定資産税だけは、落ちこみが比較的緩く、かつ構成比を増加させ、88年度には48%と最大の税目に転じている。しかしこれは、固定資産税の将来的な安定性と増収性を示唆していると言えるであろうか。

企業都市における租税構造の特徴の1つは、固定資産税のウエイトの大きいことである。その中心が、城主企業の固定資産税、ことに償却資産税の比重の大きさにあることは言までもない。表4-13は、高島町の固定資産税について、土地、建物、償却資産の内訳を炭鉱分と町合計とに分けて、それらの推移と変化をみたものである。見られるように、炭鉱閉山まで、城主企業は固定資産税の合計でも内訳の各税目でも、町全体の9割以上を占め、圧倒的地位にあった。ところが、かつて固定資産税の50%以上を占め最大の税目であった償却資産税のウエイトだけは、閉山を契機に急減し、88年度には20.9%になってしまった。1981～83年度にかけて、三菱の礦業所は毎年41～52億円の設備投資を実施し、特に83年度には36億円でわが国で最も進んだ新選炭工

場を完成した³³⁾。70年代後半の年々の設備投資が10～20億円程度であったのと比べれば、80年代前半期には、企業側はまだ石炭産業の将来に一定の展望をもっていたと推察される。それこそが、償却資産税に主導された固定資産税のウエイト増加を生み出したのである。閉山後の償却資産税の急落は、一面ではそのことの反動である。だが、それだけではない。むしろ主因は、城主企業が税制上の急速償却を柱に、この2年間で、償却資産の約9割を切捨てたことにある。加えて、1989年5月末には、閉山後少なくとも5年間は稼働すると約束していた炭鉱の発電所まで廃止してしまった³⁴⁾。消費税の導入がらみで1989年度から廃止された電気税とともに、ごく近い将来、炭鉱の償却資産税は0（ゼロ）になると予測される。

償却資産税の急減とは対照的に、一見ウエイトを増加させているようにみえる建物資産税も、炭鉱住宅や施設上屋の解体と償却が進めば減額することは言うまでもない。すでに事態は、1987年度から減少過程に入っている。一方、土地資産税も、閉山による評価額の低落や礦業所用地の一部町への貸与等に伴う免税拡大のために、長期的にみて漸減ないしは現状維持がやっとならう³⁵⁾。かくして、閉山後の町税の支柱とみられた固定資産税でさえ、その一層の減額は避けられそうもないのである。なお、もう1つの柱である個人町民税については、今後まだ人口流出が続き、かつ島の失業者や老人の比重が高まる傾向にある以上、依然減少の趨勢は、しばらく継続すると推察される。

ここで、炭鉱による財政効果を、収入面全体からもう一度捉えなおし、総括してお

こう。先述のように、炭鉱からの税収は、1980年代の8年間の累計で12億2,900万円にのぼっていた。この額が町の一般財源に占める割合は12.5%であるが、町税総額に占める比率は42%に達していた。だが、注意しなければならないのは、この金額をもって、全額炭鉱からの財政収入効果とみることはできないことである。なぜか。1988年度までの現行地方交付税制度によれば、市町村の場合、標準税率による法定普通税及び事業所税の75%が地方交付税算定上の基準財政収入額に算入され、市町村の独自財源としては実質25%しか残らないからである。つまり、高島の場合で言えば、表4-14のように、目的税である都市計画税以外の普通税収11億7,500万円については、その25%、すなわち2億9,400万円しか町の純収入財源としては寄与しない。残りの75%は、普通地方交付税が同額だけ減額されることによって相殺されてしまうのである。こうして、地方交付税制度を勘案した調整後の炭鉱税収の純収入額は、都市計画税とそれ以外の税収を加算した3億4,700万円、すなわち名目税収額12億2,900万円に対し、その28.3%の実質増収効果しか自治体財政にもたらさない。さらに、炭鉱税収分の町一般財源に対する寄与度も、名目的には12.5%であったが、実質的には僅か3.5%にすぎないことになる。以上を要約すれば、一見非常に大きなウエイトを占めるかに見えた炭鉱企業からの税収の財政収入効果も、財政調整制度を考慮すると実態は見かけ程大きくはなく、また自治体財政からすれば、その収入効果は、名目額ではなく実質額で捉えられなければならないことが確認されるべきである。

これまでの論述をふまえて、閉山に伴う

高島町の財政収入の変化について、炭鉱企業との関係を中心に概括しておこう。表4-15は、同町の閉山前後の歳入の変化を主要項目についてみたものである。まず財政収入の合計としては、閉山直後の1987,88の両年度の伸びが著しい。これは、閉山後の財政逼迫に備えるべき積立金や閉山処理費等、閉山に起因する経費の急増があったからである。他方、収入面ではこれに呼応して、地方交付税の特別加算や企業からの寄付金のほか、積立金の大幅な取りくずしなど、閉山による一時的な財政収入の増加があったからである。しかし、既に1989年度からは、人口急減に伴う地方交付税の減少などのために、逆にかなり大幅な一般財源の減額が見込まれている。自主財源の大宗をなす地方税は、1984~88年の間に、構成比で21.5→3.7%へ、増減の指数では100→30へと短期間に大幅に減少した。

その主因が、閉山による炭鉱税収の激減と人口の大規模な流出にあることはすでに見られた如くである。ところが、同じ表の最下欄の「再掲」では、炭鉱分のウエイトは、逆に1986年から、むしろかなり増えている。なぜか。それは、先述のように閉山に際して炭鉱企業から「寄付金」があったからである。この額は、1986~88年度にかけてそれぞれ4, 3, 3億円、合計10億円となっている。その結果、炭鉱分のウエイトは、1986~88年度にかけては、名目額でも、調整後の実質額でも、構成比・指数ともかなり高い値を示すことになったのである。しかし、この現象が、この3年度だけに限定された、一時的、臨時的な現象であることは自明であろう。1989年度以降については、炭鉱企業からの大幅な寄付金はもはや期待できない。むしろ、この

「寄付金」は、炭鉱企業からすれば町に対する一種の「手切れ金」、それも慈善的な形をとったそれであったとみるべきである。今後はわずかな、しかも減少要因をかかえた地方税が残るだけとなる。炭鉱分の地方税は、88年度で構成比1.8%、交付税調整後の実質値で0.6%にすぎない(表4-15)。財政の規模そのものが急増した1987、88年度についてさえ、すでに財政収入面では、積立金取りくずしによる繰入金急増、財産収入や地方債の増加など、過去の資産の食いつぶしや借金という形で、将来の財政逼迫が予兆されている。これらの財政対策が、長期的に続けうるようなものでないことは明らかであろう。収入要因の概要が以上のようなものであるとすれば、閉山の財政収入へのインパクトは、閉山直後における地方税の急減を第1弾として、1989年度以降、一時的・臨時的に増加した他の収入項目の急減として、より深刻な第2弾が用意されていると言わざるをえないのである。

4. 4. 3 小 括

最後に、これまで考察してきた、①財政支出と、②財政収入との両面からの分析を総合して、炭鉱企業と町財政との関係を小括しておきたい。

前掲表4-8で見られたように、1980～87年度間の炭鉱関連支出額は推計20億4,300万円であった。これに対して、同じ期間中の炭鉱からの純税収額は、3億4,700万円であった(表4-14)。炭鉱からの収入額には、税収以外に総額10億円、この期間中にはうち7億円の、企業からの寄付金があった。税収額にこの寄付金額を加えた10億4,700万円(寄付金全額を加えると13

億4,700万円)が、炭鉱企業からの実収入の総額である。これを上記の炭鉱関連支出額、20億4,300万円と比べられたい。明らかにこの間、炭鉱からの財政収入額は、財政支出額より大幅に少なく、支出額の51%(同66%)にすぎない。寄付金を除いて企業税収分だけを取りだして比較すれば、収入額は関連支出額のわずか17%となってしまう。要するに、閉山前後のこの8年間をとっただけでさえ、炭鉱企業と町財政との財政収支バランスは、町にとっては少なくとも10億円(同7億円)の赤字、すなわち企業への持ち出し超過だったのである。

加えて、税制上及び税務行政上の課税優遇措置がある。炭鉱企業の計理内容が公表されていないので正確な推計は不可能であるが、上述のように、鉱山税では、少なくとも実際の徴収税額4億9千万円相当以上の“見えざるtax expenditure”(隠れた補助金)があったと推計される。また、固定資産税のうち償却資産税については、通常の償却期間10年であれば、2億7千万円相当のtax expenditureが、急速償却によって生じたと推定される。この両税分だけでも、合法・非合法の減免税分は、7億6千万円を下らないであろう。もっとも、この場合にも、地方交付税による調整措置が考慮される必要がある。この点を斟酌すると、実質的減免税措置による高島町から企業への課税の純漏出額は、7億6千万円の25%相当額、すなわち1億9千万円となる。表記の町から企業への純持出し分10億円にこの金額を加えた11億9千万円が、要するにこの間の、高島町から炭鉱企業への純持出分の総額に他ならない。

これは、自治体の側からみて、地方交付税による財政調整措置を考慮した場合の、

企業と自治体との実質的な財政収支バランスの数値であるが、他方、企業の側からみると、収支バランスには財政調整措置は目に映らず、名目値のみが問題とされよう。しかし、この場合でも、企業から町への名目収入額19億2,800万円に対し、町から企業への名目支出額は、28億300万円となる。要するに、企業サイドからみても、自治体と炭鉱企業との財政収支は差引き8億7,500万円の企業側の受取り超過、すなわち、純補助金を町から受けていたことになるのである。

以上に述べてきたことを、総括的に図示しておけば、図4-3のようにまとめられよう。約言すれば、この間、炭鉱企業は経営「合理化」の強行から閉山への過程のなかで、自治体から少なくともこれだけの財政収支上の受取超過を、「地域独占利潤」として、企業収益にとりこんできたのである。しかも、上來くり返し指摘したように、これら財政収支の金額は、この僅かな期間の、それも明確に推計可能な最低限のものであって、実際の持出し額は、これをかなり上まわることが推定される。また、絶対的損失のように、経済計算になじまない多様な社会的損失がある。さらに、将来にむけて一層重視すべきことは、炭鉱閉山に伴う町の財政収支へのインパクトは、むしろここで資料が得られた年度以降、長い期間にわたって継続する特質をもつものであった。閉山に伴う財政支出は相当の期間持続的に必要とされるのに対して、炭鉱企業からの収入は激減し、その結果、財政収支のマイナスはむしろ拡大すると言わざるをえない。

かくして、炭鉱企業の閉山に伴う地域経済社会の「崩壊」のつけは、たんに一時的

に自治体と住民にまわされただけではなく、それはさらに、城主企業による「未払い累積債務」の増大となって、地域と自治体にとって将来の足枷となっているのである。城主企業における地域独占の物質的根底をなしてきた土地独占の解体とともに、こうした「地域独占利潤」の再分配が、企業の社会的責任の主要な柱の1つとならざるを得ない所以である。とはいえ、それは、企業の社会的責任の全てではない。企業の社会的責任をトータルに明らかにするためには、さらに、閉山に伴う社会的損失の内容の吟味へと進まなければならないのである。

[注]

- 1) 三菱鉱業セメント(株)高島炭礦史編纂委員会編『高島炭礦史』同社、1989年、1～68ページ。三菱鉱業セメント(株)総務部社史編纂室『三菱鉱業社史』同社、1976年、36～52ページ。
- 2) 旗手勲『日本の財閥と三菱』楽遊書房、1978年、45～52ページ。
- 3) 宮本憲一『社会資本論(改訂版)』有斐閣、1976年、89～92ページ。
- 4) 三菱鉱業『高島……』(前掲書《注1》)、405～409ページ。なお、聴き取りによれば、水船時代、島内への水供給は水道によって1日1時間、風呂は週に1度は海水使用が義務づけられていた。海がしけて水船が来ない時は言うまでもなく、平常時でも雨水を利用していた。島では水は、文字通り「命の水」だったのである。
- 5) 同上書、112～113ページ。隅谷三喜男『日本石炭産業分析』岩波書店、1968年、131～132ページ。
- 6) 三菱社誌刊行会編『三菱社誌 16』東大出版会、1980年、15巻、145～147ページ。
- 7) 隅谷、前掲書(注5)、287ページ。なお、「日本坑法」は次のように規定していた

一「試掘開坑或ハ通洞等ヲ企テルニハ舎屋鉄道
 河流及道路ノ如キ其害ヲ受ヘキ場所ハ度ヲ計テ
 之ヲ避ケ」「凡場所ノ主タル者応諾スルニ非ス
 シテ此ヲ犯ス者有レハ……其損害ヲ償復スルー
 倍ノ費額を取テ本費ハ其主ニ附与スヘシ」(第
 17条), と。 8) 三菱社誌, 前掲書(注6)
 16巻, 258ページ。

1889(明治22)年, 高島村総代14名は, 坑主
 岩崎久彌あて, 「我等思慮ノ不充分ナルヨリ村
 内涵水或ハ地盤破壊等妄ニ権利ヲ斲弄シ種々故
 障ヲ唱ヘ數年来貴下ヲ法術ニ煩ハセシ段今ニ至
 テ悔悟致シ……」(同上書, 260ページ), と
 いう詫状をいれた。これと引きかえに, 三菱側
 は7,000円の海軍公債と現金3,000円からなる1
 万円を村民146名に贈った。総代らは, これに
 対し感謝状を贈呈し, 「一件落着」となったの
 である(三菱鉱業『高島……』《前掲書, 注1》
 113ページ。)。それは, あたかも封建領主の
 「恩情」に感謝する名望家達の態度を想起させ
 る。なお, この当時(1888《明治21》年), 高
 島炭鉱では, 半封建的な中間搾取の雇用形態で
 ある「納屋制度」が「高島炭坑問題」としてジ
 ャーナリズムに暴露され, 中央政界をまきこむ
 大問題となっていた。三菱は苦境に立たされて
 いた。村民訴訟の「解決」は, 問題がそれ以上
 拡大するのを防ぐとともに, 炭鉱労働者と住民
 の結びつきを分断させ, 社内を固めるのにも貢
 献したのである。

9) 三菱鉱業『高島……』(前掲書《注1》
), 409~412ページ。

10) 1885(明治18)年のコレラのために,
 高島では坑夫3,000人のうち875人が死亡し, ま
 た翌年の天然痘では, 患者299人のうち死者99
 人を出すという高い死亡率であった(高島町制
 30周年記念史編纂部会編『高島町政30年の歩み』
 高島町役場, 1978年, 199ページ。)。当時の
 生活環境衛生の劣悪さは, その後の「高島炭鉱
 問題」の伏線の1つでもあった。

11) 松尾兼治編『高島町文化史』高島町
 役場, 1949年, 21~22ページ。

12) 三菱鉱業『高島……』(前掲書《注
 1》), 169~171ページ。

13) 松尾, 前掲書(注11), 31~33ペー
 ジ。

14) 三菱鉱業『高島……』(前掲書《注
 1》), 407~409ページ。

15) 同上書, 409~412ページ。

16) 同上書, 415~417ページ。

17) 「屋台骨失う炭鉱町」, 『日本経済
 新聞』, 1986年11月13日。

18) 高島町『高島炭鉱閉山の場合の影響
 調』, 1986年5月, 16ページ。

19) 「三菱側 高島町に振興費10億 礦
 業所所有地も無償譲渡」, 『日本経済新聞』19
 86年12月2日。

20) 町の「要求書」では最後尾につけら
 れていた地域振興資金の交付は, 「協定書」で
 は冒頭第1条にすえられ, 三菱石炭鉱業が高島
 町に対して, 町の今後の自立発展のために「金
 10億円を差贈る」として, 協定書の最大の目玉
 におしあげられている。21) 「『社会的
 責任は果たす』三菱グループ30社 吉森視察
 団長語る」, 『毎日新聞』(長崎版), 1986年
 12月6日。22) 「高島へ新規進出困難
 三菱グループが報告書」, 『毎日新聞』, 1987
 年5月7日。

23) 高島町『高島町の概要』1989年5月,
 12~14ページ。

24) 炭鉱企業は閉山に向けての労働組合
 との合意過程で, 5,000人の求人企業を確保し
 たと喧伝し, その他に, 同社の南大夕張礦で50
 人程度を再雇用すると口約束した。しかし, 実
 際に企業側から提示された再雇用の求人数は,
 関連会社分は818人にすぎず, あとは単なる各
 地の職業安定所の集計分, 4,184人であった

(三菱高島炭礦労働組合『高島礦閉山交渉合意
 事項』, 1986年11月30日, 29ページ。)。しか
 も, 関連会社の求人とは, 三菱グループの下請
 関連などの求人情報の寄せ集めであって, 何故
 かその中には, 求人先として, 「佐世保刑務所」
 まで含まれているような代物であった。閉山か
 ら1年2か月後の1988年1月末現在でさえ, 求
 職者1,539人に対し, 就職者は520人, 就職率は
 33.8%にすぎなかった(『毎日新聞』《長崎版》

、1988年2月17日)。南大夕張礦への再雇用についても、石炭情勢の厳しさを理由に、結局反古にされてしまった。

25) 高島町・町議会『高島礦業所閉山に伴う事後対策に関する要求書』1986年11月、3ページ。

26) 別の資料によれば、1985年度について、町の給水道使用量 $1,666\text{千m}^3$ に対して、礦業所使用量 $1,063\text{千m}^3$ (全体の63%)、礦業所社宅 402千m^3 (24%)、計 $1,465\text{千m}^3$ (87%)と推計されている(高島町『高島炭鉱閉山の…』《前掲資料、注18》、19ページ。)。しかし、この推計は、町と礦業所との契約による社宅の基本水道料と、社宅数をもとにはじき出したもので、根拠としてはかなり薄弱である。

27) 高島の場合、一般用の水道料金は基本量 8m^3 まで、1戸または1事業所について1か月810円(1m^3 に換算すると101円)、これを超えると超過料金 $182\text{円}/\text{m}^3$ となっている。家族4人の標準世帯の場合、少なくとも基本量の3~4倍は使用するであろう。一方、礦業所の負担分の場合、1か月 $64,000\text{m}^3$ まで $6,698\text{千円}$ (1m^3 に換算すると105円)を基本とし、これを超えると一般用と同じ超過料金($182\text{円}/\text{m}^3$)を支払うことになっている。閉山前までは、通例礦業所の水道使用量は1か月 12万m^3 以下であったので、超過料金を支払うべき使用量は全使用量の $1/2$ 以下であったと推計される。高島では、水道料金は使用量の増加に伴う増量料金制をとっていなかったことをも加味すれば、炭鉱企業に対しては、一般住民より相当有利な料金体系になっていたと言えよう。

28) 前川尚美・臼井守・小川徳治『地方税〔各論I〕』ぎょうせい、1978年、208ページ。

29) 国土地理院の計測によれば、高島の全地積は 149万m^2 である。これに対し、たとえば閉山時の1986年度についてみると、固定資産税の課税地積は高島町全体で 57.6万m^2 (うち、 50.7万m^2 が礦業所分)であった。したがって、非課税地積は差引き 91.4万m^2 となるが、このうち 61.9万m^2 、すなわち全地積の41.5%もの広大

な面積の土地が、課税上、不明地であった。この不明地分を、かりに課税地積に占める礦業所分の比率(88%)で按分し、これを炭鉱分とすれば、不明地のうち 54.5万m^2 、すなわち炭鉱企業の課税地積 50.7万m^2 を上まわる土地が、不明地として、企業に課税されぬまま実在していたと推定される。

30) 自治省財政局編『地方財政のしくみとその運営の実態』地方財務協会、1987年、209~210ページ、自治省税務局編『地方税制の現状とその運営の実態』地方財務協会、1987年、512ページ。

31) 資源エネルギー庁石炭部『我が国石炭鉱業の現状』1986年11月、2ページ

32) 租税減免措置による減収をtax expenditure(タックス・イクスペンディチャー:租税経費)という概念で、税制を通じて支払われる「隠れた経費」、ないしは税制面からの一種の補助金(「裏口の補助金」として明示的に主張したのは、Surrey, Stanley S., *Pathways to Tax Reform*, Cambridge MA: Harvard University Press, 1973,であるが、ブレイクとベックマンは、同じ問題がすでに1965年にウォルフマン(Berrard Wolfman)によって議論されていたと指摘している(Break, George F. and Pechman, Joseph A., *Federal Tax Reform*, Washington D.C.: The Brookings Inst., 1975, pp. 11-12.)。サリーの著作の紹介とその後の経過をふまえた詳しい検討については、小林威「タックス・イクスペンディチャーの生成と動向」(大川政三・佐藤博編著『準公共財の財政理論』多賀出版、1984年)を参照。

なお、本稿では、鉱山税の場合のように、税制上だけでなく、税務行政上の実質減免税による減収分をも広い意味でのtax expenditureに含めた。もちろん、本来の税制上のtax expenditureと税務行政上のそれとは、概念的には厳密に区別されるべきである。前者は、税制上の減免税による合法的な租税減収であるのに対して、後者は、税務行政上の非合法的な租税減収に他ならないからである。しかし、租税減

収を享受する納税者のサイドからすれば、それらは合法・非合法を問わず、結果としては一種の補助金（「裏口の補助金」）としての性格を有している。しかも、鉱山税のように、課税標準である山元価格が炭鉱企業から公表されず、また公的にもそれが義務づけられていない状況は、制度という形式をとらない社会的制度化であるとも考えられるので、ここではそれをも広い意味でのtax expenditure とした。

33) 三菱石炭鉱業(株)高島礦業所『現状及び要望について』, 6 ページ, 三菱鉱業「高島……」(前掲書, 注1), 465~466ページ。

34) 「三菱石炭の高島発電所 五月末廃止を通告」『朝日新聞』, 1989年4月11日。

35) 1986~89年度の間に、礦業所の課税地積は、50.7万 m^2 →43.9万 m^2 へと、6.8万 m^2 (13.4%) 減少した。

高島市面積 1,335haの所有区分

- 高島町所有地 0.831ha
- 高島町所有地 0.316ha
- 個人所有地 0.208ha

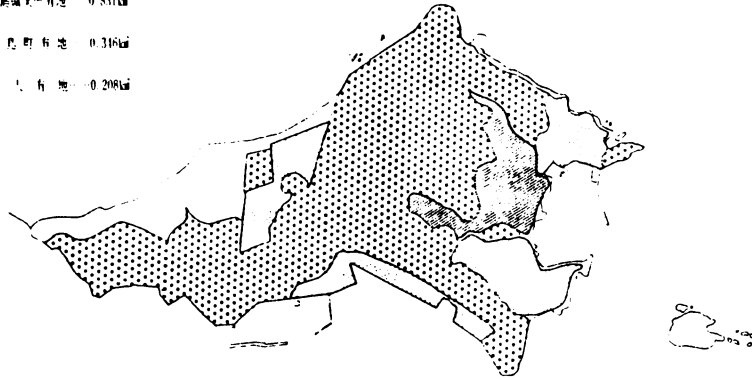


図4-1 高島の土地所有区分

(資料) 高島町「高島炭鉱閉山の場合の影響調」1986年5月、7ページ。

表4-1 高島町水道事業の主な経緯

年 月	事 業 内 容	事 業 費 千円
1957. 10	・三和町の為石、上井ノ首、川原を水源に取水 ・高島に5km、端島に6.5km各2本の海底送水管布設	310,000
1960. 7	・〔第1次拡張〕鹿尾川～為石導水管布設	27,300
1965. 10	・〔第2次拡張〕浄水場～中継槽送水管布設	15,000
1966. 10	・〔第3次拡張〕京太郎水源池完成	4,478
1968. 8	・〔第4次拡張〕為石貯水池完成(貯水能力10万トン)	209,956
1969. 3	三軒町配水池・配水管増設	17,150
	金堀配水池増設	9,150
1977. 10	・為石浄水場排水処理施設	27,612
1978. 5	・海底送水管布設替	605,565
	同上調査費 第1回('71)	13,700
	第2回('76)	11,760
	(小 計)	(1,251,671)
1987～8	・配水管布設替、電気設備改良工事他	18,510
	合 計	1,270,181

(資料) 高島町『町政30年の歩み』1978年、〔年表〕、高島町『水道事業決算書』各年度より作成。

表4-2 産業別就業者と炭鉱関連就業者の割合（高島町，1985年）

産 業 区 分	就 業 者 数(A)		炭 鉱 関 連 就 業 者 数(B)		$\frac{(B)}{(A)}$ (%)
	人	%	人	%	
第 1 次 産 業	11	0.4	—	—	—
漁 業 水 産 養 殖 業	11	0.4	—	—	—
第 2 次 産 業	1,769	66.9	1,738	74.7	98.2
鉱 業	1,623	61.4	1,623	69.8	100.0
建 設 業	121	4.6	90	3.9	74.4
製 造 業	25	0.9	25	1.1	100.0
第 3 次 産 業	876	33.1	588	25.3	67.1
卸 ・ 小 売 業	226	8.5	226	9.7	100.0
飲 食 業	67	2.5	67	2.9	100.0
金 融 保 険 不 動 産 業	26	1.0	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業	73	2.8	54	2.3	74.0
サ ー ビ ス 業	372	14.1	241	10.4	64.8
公 務 他	112	4.2	—	—	—
合 計	2,645	100.0	2,326	100.0	87.9

(注) 炭鉱関連就業者数は、「炭鉱従業者，請負従業者，炭鉱への資材納入業者・石炭輸送業者等炭鉱と密接不可分の経済活動（総売上額の概ね1/3以上を依存）を行っている企業の就業者及びそれら（含家族）にその経済活動，日常生活上必要な財，サービスの相当程度（総売上額の概ね1/3以上依存）を供給している企業の就業者」という定義による推定値。

(資料) 高島町『石炭鉱業の地域経済社会における役割に関する調査』（資源エネルギー庁，委託），1986年4月。

表4-3 炭鉱の地域・自治体に占める位置(1985年度)

区分 所在市町	炭 鉱 名	出炭量 千トン	炭鉱従 業者数 人	総 人 口			鉱工業出 荷額比率 %	税収 比率 %		
				うち炭鉱関係 千人	千人	%				
a	高島町	三菱高島	579				1,423	6	6	96
	外海町	松島池島	1,530	2,275	12	6	55	98	80	
b	大牟田市	三井三池	4,528	5,923	163	65	40	22	10	
c	芦別市	三井芦別	984	1,718	31	13	41	51	22	
	赤平市	住友赤平	1,002	1,418		24	16	68	51	26
	歌志内市	空 知	924	1,395	10	7	71	94	51	
	三笠市	北炭幌内	1,239	1,747	22	12	56	60	28	
	夕張市	三菱南大夕張	827	2,163		32	22	71	75	39
	“	北炭真谷地	702	1,143			7	11	5	
	釧路市	太平洋	2,491	3,260	215	15	7	11	5	
上砂川町	三井砂川	936	1,167	9	7	73	22	58		
合 計		15,743	23,632	504	169	32	-	14		

(注) (1) a…長崎県, b…福岡県, c…北海道

(2) 「鉱工業出荷額比率」及び「税収比率」は、それぞれに占める炭鉱分の割合(%)。ただし税収には、炭鉱従業者の個人住民税も算入されている。

(資料)『日本経済新聞』1986年11月13日。資源エネルギー庁調べ。

表4-4 石炭鉱業と他産業との関係(高島町) (単位:箇所, 人, 万円)

区分 関係産業			町総計 (A)	うち炭鉱関係			$\frac{(B)}{(A)}$ (%)	(参考) 外海町
				(B)	直接	間接		
製 造 業	事業所数	箇所	5	4	1	3	80.0	45.5
	従業者数	人	25	23	16	7	92.0	62.3
	出荷額	万円	6,612	6,371	4,169	2,202	96.4	67.2
建 設 業	事業所数	箇所	5	4	4	0	80.0	38.5
	従業者数	人	136	121	121	0	89.0	51.8
	工事額	万円	171,145	51,145	51,145	0	29.9	55.4
商 (含 飲 食 店) 業	事業所数	箇所	112	112	5	107	100.0	44.3
	従業者数	人	286	286	46	240	100.0	55.7
	販売額	億円	32	NB	NB	NB	NB	66.4
運 送 業	事業所数	箇所	5	5	4	1	100.0	66.7
	従業者数	人	73	73	66	7	100.0	76.2
	売上額	万円	49,586	49,586	19,075	30,511	100.0	79.2

(注) (1) 1984年度の数値。

(2) NBは数値不明。

(資料)「石炭鉱業の地域経済社会における役割に関する調査」(高島町, 外海町), 1986年。

表4-5 閉山による事業所数と就業構造の変化

(単位：箇所，人，%)

区分 産業分類	1986.7.1現在 (事業所統計)		1989.6.30現在 (推計)		増		減	
	A箇所	B人数	C箇所	D人数	実数		率(%)	
					C-A	D-B	C-A/A	D-B/B
鉱業	12	1,671	1	5	△11	△1,666	△91.6	△99.7
建設業	5	110	5	45	0	△65	-	△59.1
製造業	3	18	0	0	△3	△18	皆減	皆減
(小計)	20	1,799	6	50	△14	△1,749	△70.0	△97.2
電気・ガス・水道事業	2	20	1	6	△1	△14	△50.0	△70.0
運輸・通信業	8	94	6	30	△2	△64	△25.0	△68.1
卸小売業・飲食店	126	350	54	108	△72	△242	△57.1	△69.1
金融・保険業	7	25	4	10	△3	△15	△42.9	△60.0
不動産業	1	1	0	0	△1	△1	皆減	皆減
サービス業	46	299	28	82	△18	△217	△39.1	△72.6
公務	6	63	6	43	0	△20	-	△31.7
合計	216	2,651	105	329	△111	△2,322	△51.4	△87.6

(注) (1) 1989年6月30日現在の鉱業は、三菱石炭鉱業高島事務所5名(男2,女3)。

(2) 上記調査以外の事業所等(1989年6月30日現在)。

① 漁家数 28戸

② 閉山後立地した事業所

菱高開発(株)11名(男10,女1), 高島興産(株)2名(男2), (株)シーテックス11名(男9,女2), (株)高島久松31名(男16,女15), シンコー物産(株)37名(男11,女26), (株)高島グリーン・ファーム2名(男2)。

合計 94名(男50,女44)

(資料) 高島町調べ。

表4-6 炭鉱閉山後の誘致企業・新規立地企業の概要

企業名	概要 資本金 (万円)	株主 (万円)	事業内容	従業員数 (人)	設立 (年、月)
1. 菱高開発(株)	3,000	三菱鉱業セメント(株) 1,000 三菱石炭鉱業(株) 1,000 (株)大石組 1,000	コンクリートブロック等 セメント2次製品、生 コンクリートの製造・販売 等	11 (男10, 女1)	1986.11
2. 高島興産(株)	1,500	三菱鉱業セメント(株) 500 三菱石炭鉱業(株) 500 高島町 500	魚介類(当面ヒラメ)の養 殖、加工及び販売等	2 (男2)	1987.1
3. (株)シーテックス	27,400 (71,500)	生物系特定産業技術研究推進 機構 18,900 三菱グループ14社 7,000 長崎県 800 高島町 800	未開発高級魚の成熟、産 卵抑制技術の開発、未開 発高級魚の種苗生産シス テムの開発、繁殖生産管 理システムの開発	11 (男9, 女2)	1987.4
4. (株)高島久松	3,000	(株)久松	寝具一式の製造(縫製)	31 (男16, 女15)	1988.6
5. シンコー物産(株)	5,000	眞興動産(株) 3,000 (株)山下冷凍設備製作所 1,000 老岐水産(株) 1,000	缶詰、水産物加工、養魚 用飼料製造販売	37 (男11, 女26)	1988.11
6. (株)高島グリーン ファーム	1,700	三菱鉱業セメント(株) 500 三菱石炭鉱業(株) 500 菱興開発(株) 200 高島町 500	農産物生産・販売(当面、 とまとハウス栽培)	2 (男2) (20名予定)	1989.4

(注) (1) 1989年6月末現在。

(2) 資本金の()内は、1990年度予定。

(資料) 高島町『高島町の概要』, 1989年6月, 他による。

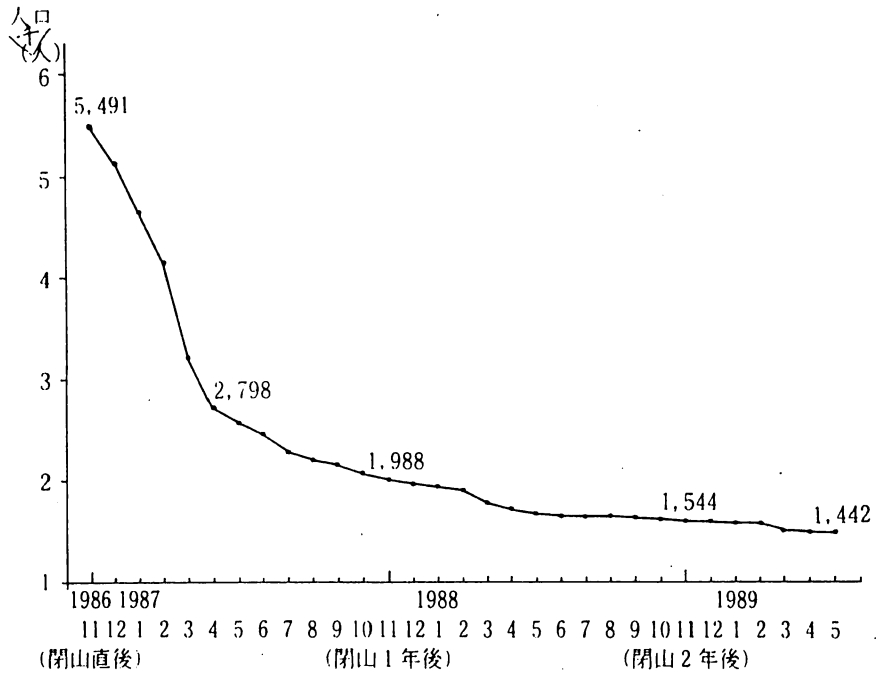


図4-2 閉山後の人口変化

(注) 各月末現在人口。

(資料) 高島町「住民基本台帳」より作成。

表4-7 企業側と町との「協定書」及び町の「要求書」との比較

区分 項目	「協定書」	「要求書」
①地域振興 資金	三菱側は、永年の炭鉱操業への町の協力と閉山に伴う諸問題への町の協力と負担を勘案し、今後の町の自立的発展のために「地域振興資金」として10億円を差贈る。	閉山後の地域振興を図るための資金を交付されたい。
②企業誘致	三菱側は、町への企業誘致に努力する。	三菱企業グループの責任において企業誘致の実現を図る。町の要求により、資金的援助を含めてその事業内容に参加すること。
③離職者対 策	三菱側は、本鉱の就職斡旋には国、県の協力を得て誠意をもって努力し、また下請組夫と一般町民の就職斡旋には、雇用主及び国、県、町に協力する。	炭鉱離職者及び関連下請従業員、一般町民の再就職斡旋には、三菱企業グループの責任において万全を期すこと。
④社有地に ついて	企業誘致や町有施設に必要な社有地は協議の上、町に無償譲渡又は貸与する。しかし、将来三菱側が必要とする場合には、町はその土地を無償で返還する。	社有地については、町が開発振興を図るため、基盤整備を実施する場合、町が必要とする土地を無償譲渡すること。
⑤不用構築 物の撤去	不用構築物は撤去するが、その範囲については別途協議する。	不用炭住及び不用構築物を企業の責任で除却する。
⑥社 宅	社宅に居住する一般町民については、家屋解体に伴って入居者を退去させ、町は必要に応じて町営住宅にうけいれる。	鉱業所が一般住民に貸与している住宅を解体する場合、その入居者退去には、鉱業所が責任をもって対処する。
⑦水 道	鉱業所の水道料金は、閉山後1年間に限り、従来の方式で支払う。	鉱業所関係の水道使用量は、社宅入居合意期間中は、従来の方式により鉱業所が納入する。
⑧環境衛生	浴場は、閉山後1年間に限り運営するが、社宅集約に伴い浴場も集約する。	浴場は、閉山後も鉱業所が運営されたい。鉱業所が運営を終了した場合、町が必要とする敷地、建物、設備を無償譲渡し、かつ機械設備等を更新する。
⑨公有水面 埋立	県関係部と打合せ、対処する。	護岸造成工業とボタによる埋立てを早期に実施する。
⑩電 力	炭鉱発電所は残置するが、発電分は九州電力に売電し、町民への電力供給は九電が行う。	今後とも鉱業所において責任をもって安定供給し、電力料金を一方的に値上げしない。

(資料) 三菱鉱業セメント(株)・三菱石炭鉱業(株)・高島町「協定書」1986年11月27日。
高島町・同町議会「高島鉱業所閉山に伴う事後対策に関する要求書」1986年11月。

表4-8 高島礦業所関連財政支出の状況(1980~87年度累計) (単位:千円,%)

区分	支出	事業費		備考	
		国・県補助金	町純負担分		
Ⅰ 石炭 鉱業 助成	(1)石炭鉱業経営安定助成補助(県)	51,000	46,000	5,000	(1)表記以外に、82、83年度から86年度まで各1億円、計2億円の町一般会計から鉱業所への貸付金がある。
	(2) 同 上 (町)	114,124	-	114,124	
	(3)石炭鉱業就職奨励金	32,550	-	32,550	
	(4)炭鉱事故・行事等補助	15,003	-	15,003	
	(計)	212,677	46,000	166,677	
Ⅱ 産 業 基 盤	(5)基盤整備 ⁽²⁾	80,357	39,490	40,867	(2)県道高島線負担金、高島港海岸保全部改良負担金×2/3(鉱業所分=貨物船総トン数×95%÷入港総トン数)、町道中腹循環線など。 (3)一般会計からの補助金・負担金×0.9(鉱業所負担分)として推計。
	(6)水道事業 ⁽³⁾	391,074	-	391,074	
	①水道建設	14,858	-	14,858	
	②一般会計からの繰出	376,216	-	376,216	
	(計)	471,431	39,490	431,941	
Ⅲ 生 活 基 盤	(7)勤労者用施設整備・解体 ⁽⁴⁾	44,718	-	44,718	(4)鉱業所武道館補修補助、勤労会館・体育娯楽センター補修工事など。 (5)1980年度に町一般財源により新病院を建設し、鉱業所に貸与。82年度から病院事業として町に移管。 (6)一般会計から病院事業会計への支出金・補助金×0.7(鉱業所分)として推計。
	(8)小規模炭住地区改良・取壊し	952,709	583,001	369,708	
	(9)病院事業 ⁽⁵⁾	696,452	-	696,452	
	①病院建設整備	340,676	-	340,676	
	②一般会計からの繰出 ⁽⁶⁾	355,776	-	355,776	
(計)	1,693,879	583,001	1,110,878		
Ⅳ 閉 山 対 策 事 業	(10)石炭政策対策経費 ⁽⁷⁾	31,372	-	31,372	(7)第8次石炭政策による閉山阻止対策。 (8)公共施設受電設備改修工事、浴湯改修工事(4ヶ所)など。 (9)補助金とは別に、バス会社への貸付金12百万円がある。 (10)調査委託等。
	(11)老朽炭住除却	110,858	44,569	66,289	
	(12)閉山に伴う施設改修・変更・撤去 ⁽⁸⁾	143,781	3,000	140,781	
	(13)バス路線補助 ⁽⁹⁾	3,858	-	3,858	
	(14)小規模企業振興融資	20,000	-	20,000	
	(小計)	309,869	47,569	262,300	
	(15)町活性化対策 ⁽¹⁰⁾	14,687	-	14,687	
(16)企業誘致・振興対策	12,984	-	12,984		
(17)新会社出資金等	44,000	-	44,000		
(小計)	71,679	-	71,679		
(計)	381,548	47,569	333,979		
合 計		2,759,535	716,060	2,043,475	町純負担分/町一般財源総額
町普通会計歳出に占める割合%		16.0	4.1	11.8	=2,043,475÷9,840,800×100=20.8%

(資料) 高島町「決算書」、「決算に関する説明書」、「水道事業・病院事業決算書」、「港湾統計」等から作成。

表4-9 高島礦業所関連財政支出(町純負担分)の推移 (単位:百万円, %)

区分	年度									合計	
	1980	81	82	83	84	85	86	87			
I 石炭鉱業助成	4	17	6	13	28	88	10	-	167	8.2	
II 産業基盤	39	56	38	47	51	61	49	89	432	21.1	
① 基盤整備	以下	以下	以下	5	8	19	7	1	41	2.0	
② 水道事業	39	56	38	43	42	43	42	88	391	19.1	
III 生活基盤	292	11	100	173	168	174	78	114	1,111	54.3	
① 炭住改良等	1	7	42	135	110	119	-	-	414	20.3	
② 病院事業	292	4	58	37	58	55	78	114	696	34.1	
IV 閉山対策事業	-	-	-	-	-	8	25	301	334	16.3	
① 閉山処理	-	-	-	-	-	8	25	229	262	12.8	
② 振興対策	-	-	-	-	-	-	-	72	72	3.5	
合計 (対町一般財源%)	336	84	145	234	247	332	163	504	2,043	100.0	
	31.0	7.3	11.5	19.5	20.5	25.8	12.3	37.7	20.8		

(資料) 前表に同じ。

表4-11 町税に占める炭鉱分の割合(1980~87年度累計) (単位:万円, %)

区分	町 税		うち炭鉱分		(B) (A)(%)
	(A)万円	%	(B)万円	%	
合計	293,340	100.0	122,866	100.0	41.9
うち					
町民税(法人)	10,023	3.4	168	0.1	1.7
固定資産税	71,718	24.4	63,608	51.8	88.9
電気税	4,483	1.5	4,483	3.6	100.0
鉱山税	49,253	16.8	49,253	40.1	100.0
都市計画税	5,962	2.0	5,354	4.4	89.8
(計)	141,439	48.2	122,866	100.0	86.9
cf.町民税(個人)	130,913	44.6	-	-	-

(注) 決算額である。

(資料) 高島町「決算状況」,「税務統計資料」各年度,「石炭鉱業の地域経済社会における役割に関する調査」1986年4月,等より作成。

表4-10 水道事業の損益収支

(単位：千円)

区 分		年 度					
		1980	82	84	86	87	88
収 益 的 収 入	営 業 収 益	184,739	258,914	246,225	202,001	102,036	30,119
	営 業 外 収 益	43,824	44,874	54,819	47,378	91,309	78,435
	うち他会計繰入	43,423	41,894	46,993	46,814	91,018	78,267
	特 別 利 益	2	225	123	27,318	22,403	7,586
	計 (A)	228,565	304,013	301,167	276,697	215,748	116,140
収 益 的 支 出	営 業 費 用	240,804	246,582	271,182	252,878	223,636	163,994
	うち給与費	111,881	114,738	127,339	127,444	85,526	72,254
	減価償却費	53,481	53,307	52,893	58,728	58,236	58,341
	営 業 外 費 用	31,043	35,228	29,453	32,083	28,471	27,079
	うち支払利息	28,960	30,486	25,844	26,124	24,663	23,401
	特 別 損 失	24	2,783	32	18,268	27	1,297
計 (B)	271,871	284,593	300,667	303,229	252,134	192,370	
営 業 損 益		△56,065	12,332	△24,957	△50,877	△121,600	△133,875
純 損 益(A)-(B)		△43,306	19,420	500	△26,532	△36,386	△76,231
累 積 欠 損 金		△43,820	△2,111	△12,192	△17,634	△54,020	△130,251
配 水 量 (km ³)		1,708	1,863	1,750	1,539	657	275
1人1日平均 (ℓ)		712	782	776	1,321	1,024	751
有 収 水 量 (km ³)		1,689	1,793	1,725	1,481	578	184
1人1日平均 (ℓ)		704	752	765	1,271	901	503
供給単価 (円/㎡)		108	143	142	136	175	163
給水原価 (円/㎡)		160	156	174	192	435	1,045

(資料) 高島町「水道事業決算書、及び付属書類」、各年度より作成。

表4-12 町税と炭鉱税収分の推移と変化

(単位：％，万円，指数)

年度 区分	1980		1983		1985		1986		1987		1988		変化率(%) 1986-88
	うち 炭鉱分	()	うち 炭鉱分	()	うち 炭鉱分	()	うち 炭鉱分	()	うち 炭鉱分	()	うち 炭鉱分	()	
町民税	45.4	(0.03)	48.7	(0.02)	46.5	(0.1)	52.6	(0.1)	56.2	(0.2)	37.6	(0.3)	△77.8
(個人)	43.3	-	44.4	-	42.8	-	49.9	-	53.0	-	29.1	-	△82.0
(法人)	2.1	(0.03)	4.3	(0.02)	3.7	(0.1)	2.6	(0.1)	3.2	(0.2)	8.5	(0.3)	0.0
固定資産税	21.0	(18.6)	20.6	(17.8)	27.6	(25.0)	26.9	(23.9)	33.2	(28.6)	48.1	(39.9)	△22.3
軽自動車税	0.5	-	0.4	-	0.5	-	0.5	-	0.7	-	0.8	-	△32.5
たばこ消費税	6.7	-	7.3	-	6.2	-	6.1	-	4.6	-	5.5	-	△34.8
電気税	1.5	(1.5)	1.5	(1.5)	1.5	(1.5)	1.5	(1.5)	1.9	(1.9)	2.4	(2.4)	△32.0
鉱山税	22.6	(22.6)	19.9	(19.9)	15.8	(15.8)	10.5	(10.5)	0	(0)	-	-	皆減
都市計画税	2.3	(2.2)	1.6	(1.5)	1.9	(1.7)	2.0	(1.7)	3.4	(2.9)	5.6	(5.2)	△12.7
合計	100.0	(44.9)	100.0	(40.7)	100.0	(44.0)	100.0	(37.7)	100.0	(33.6)	100.0	(47.7)	△69.1
(万円)	29,168		40,398		43,648		43,189		24,851		13,355		
(伸び、指数)	100		139		150		148		85		46		

(注) (1) 構成比である。炭鉱分の () の中の数値は町税合計に対する炭鉱税収分の構成比(%)で内数。

(2) 合計欄の「伸び」は、1980年度を100とする増減の指数。

(資料) 前表に同じ。

表4-1-3 固定資産税の内訳の推移

(単位：千円，%，指数)

年度		1984		85		86		87		88	
区分											
上 地	炭鉱分(A)	6,423		7,256		8,402		7,929		7,366	
	町合計(B)	7,070	(5.8)	7,987	(6.8)	9,179	(7.9)	8,738	(10.6)	8,130	(12.7)
	(A)/(B)(%)	90.8		90.8		91.5		90.7		90.6	
	(A)の指数	100		113		131		123		115	
建 物	炭鉱分(A)	44,225		45,090		44,947		44,381		39,310	
	町合計(B)	46,702	(38.4)	47,737	(40.5)	47,870	(41.2)	47,819	(57.9)	42,647	(66.4)
	(A)/(B)(%)	94.7		94.5		93.9		92.8		92.2	
	(A)の指数	100		102		102		100		89	
償 却 資 産	炭鉱分(A)	62,545		56,652		49,860		18,824		6,567	
	町合計(B)	67,788	(55.8)	62,083	(52.7)	59,019	(50.8)	26,099	(31.6)	13,444	(20.9)
	(A)/(B)(%)	92.3		91.3		84.5		72.1		48.8	
	(A)の指数	100		91		80		30		11	
合 計	炭鉱分(A)	113,193		108,998		103,209		71,134		53,243	
	町合計(B)	121,560	(100.0)	117,807	(100.0)	116,068	(100.0)	82,656	(100.0)	64,225	(100.0)
	(A)/(B)(%)	93.1		92.5		88.9		86.1		82.9	
	(A)の指数	100		96		91		63		47	

(注) (1) (A)の指数は、1984年度を100とする各年度の増減率。

(2) 各年度右欄の()内は、構成比(%)。

(資料) 高島町「税務決算統計」より作成。

表4-14 礦業所収の町財政収入への寄与度

(単位：万円、%)

収入	区 分	粗収入額 (1980~87年度累計)	地方交付税調整後 の純収入増加額
(1) 町税収入累計額(万円)		293,340	-
(2) 町一般財源累計額(万円)		984,080	-
(3) 鉱業所からの収税額(万円)			
① 都市計画税以外の収税		117,512	29,378
② 都市計画税		5,354	5,354
小 計(①+②)		122,866	34,732
(4) 鉱業所収の財政収入寄与度			
対町税収(①+②)/(1)		41.9%	11.8%
対町一般財源(①+②)/(2)		12.5%	3.5%

(資料) 表4-16に同じ。

表4-15 閉山後の財政収入の変化

(単位：万円，％，指数)

年度 区分	1984			1986			1987			1988		
	万円	構成比	指数	万円	構成比	指数	万円	構成比	指数	万円	構成比	指数
地方税	45,200	21.5	100	43,189	17.2	96	24,851	7.6	55	13,355	3.7	30
うち炭鉱分	21,480	10.2	"	16,287	6.5	76	8,243	2.5	38	6,371	1.8	30
地方譲与税	847	0.4	"	783	0.3	92	819	0.3	97	836	0.2	99
地方交付税	74,699	35.5	"	88,694	35.2	119	107,993	32.8	145	141,176	39.2	189
小計(一般財源)	120,766	57.3	"	132,667	52.7	110	133,663	40.6	111	155,367	43.1	129
国庫支出金	30,985	14.7	"	19,567	7.8	63	34,564	10.5	112	32,102	8.9	104
県支出金	9,754	4.6	"	9,539	3.8	98	9,309	2.8	95	12,809	3.6	131
財産収入	3,472	1.6	"	5,277	2.1	152	5,991	1.8	173	16,575	4.6	477
寄付金	93	0.0	"	42,928	17.1	46,159	33,425	10.2	35,941	31,981	8.9	34,388
うち炭鉱分	-	-	"	40,000	15.9	皆増	30,000	9.1	皆増	30,000	8.3	皆増
繰入金	124	0.1	"	661	0.3	533	95,091	28.9	76,686	76,308	21.2	61,539
諸収入	23,535	11.2	"	27,494	10.9	117	1,967	0.6	8	3,069	0.9	13
地方債	12,400	5.9	"	3,580	1.4	29	3,760	1.1	30	21,430	5.9	173
合計(その他共)	210,644	100.0	"	251,691	100.0	119	329,216	100.0	156	360,385	100.0	171
[再掲]炭鉱分	21,480	10.2	"	56,287	22.4	262	38,243	11.6	178	36,371	10.1	169
(調整後)	5,894	2.8	"	34,631	13.8	588	32,604	9.9	553	32,110	8.9	545

(注) (1) 「構成比」は％, 「指数」は1984年度を100とする各年度の増減率。

(2) 炭鉱分の「調整後」は、表19の右欄と同じ方法で求めた調整値。

(資料) 前表と同じ。

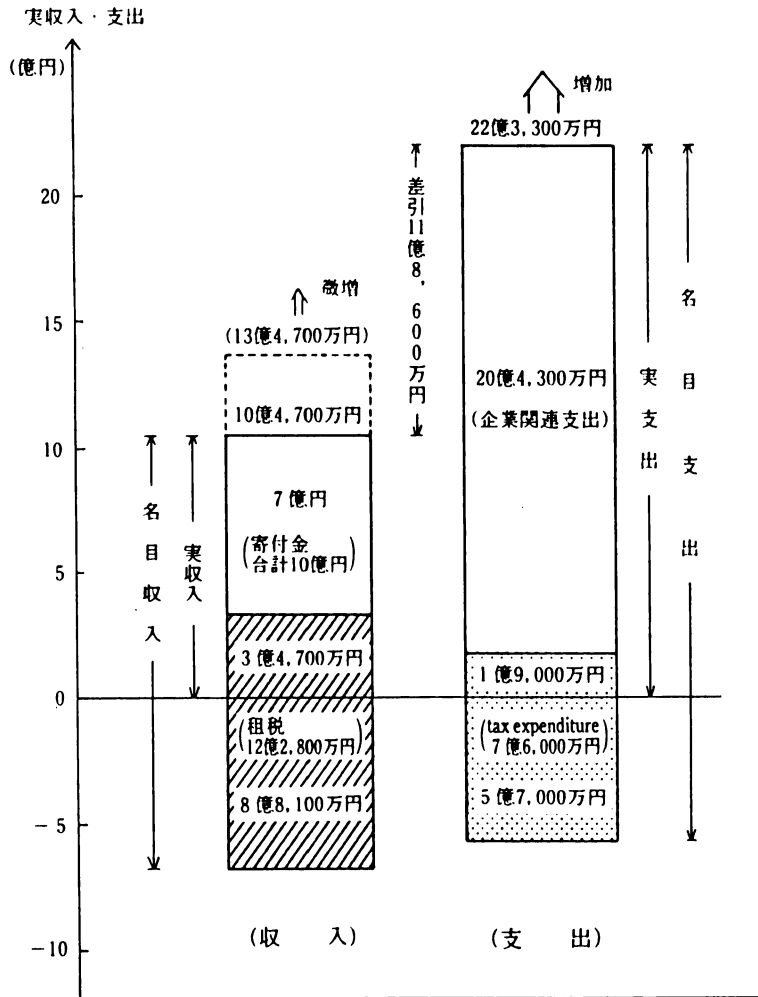


図4-3 炭鉱企業と自治体との財政収支
(1980~87年度累計)